

# 会社法抜粋

法務省作成法律文より抜粋

注釈（括弧書き）文責 藤島公平

# 会社法

## 第一編 総 則

### 第一章 通 則

（趣旨）

**第一条** 会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **会社** **株式会社**、**合名会社**、**合資会社**又は**合同会社**をいう。**（合同会社の新設）**
- 二 **外国会社** **外国の法令に準拠して設立された法人**その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 三 **子会社** 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として**法務省令で定めるもの**をいう。**（省令第三条で実質支配について詳細定義）**
- 四 **親会社** 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として**法務省令で定めるもの**をいう。**（上に同じ）**
- 五 **公開会社** その発行する全部又は一部の株式の内容として**譲渡**による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。**（上場か非上場ではない）**
- 六 **大会社** 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。
  - イ．最終事業年度に係る貸借対照表（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。口において同じ。）に**資本金**として計上した額が**五億円以上**であること。
  - ロ．最終事業年度に係る貸借対照表の**負債**の部に計上した額の合計額が**二百億円以上**であること。
- 七 **取締役会設置会社** 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により**取締役会を置かなければならない株式会社**をいう。**（取締役会非設置会社でも複数の取締役による取締役会はあり得る）**
- 八 **会計参与設置会社** 会計参与を置く株式会社をいう。
- 九 **監査役設置会社** 監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により**監査役を置かなければならない株式会社**をいう。
- 十 **監査役会設置会社** 監査役会を置く株式会社又はこの法律の規定により**監査役会を置かなければならない株式会社**をいう。
- 十一 **会計監査人設置会社** 会計監査人を置く株式会社又はこの法律の規定により**会計監査人を置かなければならない株式会社**をいう。
- 十二 **委員会設置会社** **指名委員会**、**監査委員会**及び**報酬委員会**（以下「委員会」という。）を置く株式会社をいう。
- 十三 **種類株式発行会社** 剰余金の配当その他の**第百八条第一項各号**に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する株式会社をいう。
- 十四 **種類株主総会** 種類株主（種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいう。以下同じ。）の総会をいう。
- 十五 **社外取締役** 株式会社の取締役であつて、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の**第三百六十三条第一項各号**に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは**執行役**又は**支配人**その他の**使用人でなく**、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは**執行役**又は**支配人**その他の**使用人となつたことがないもの**をいう。
- 十六 **社外監査役** 株式会社の監査役であつて、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは**執行役**又は**支配人**その他の**使用人となつたことがないもの**をいう。
- 十七 **譲渡制限株式** 株式会社が発行する**全部又は一部**の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。
- 十八 **取得請求権付株式** 株式会社が発行する全部又は一部の株式の内容として**株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合**における当該株式をいう。
- 十九 **取得条項付株式** 株式会社が発行する全部又は一部の株式の内容として**当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合**における当該株式をいう。**（十八、十九 請求の主体の違いに注意）**
- 二十 **単元株式数** 株式会社が発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けている場合における当該一定の数をいう。**（端株とは違う）**
- 二十一 **新株予約権** 株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。
- 二十二 **新株予約権付社債** 新株予約権を付した社債をいう。
- 二十三 **社債** この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であつて、**第六百七十六条各号**に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。

- 二十四 **最終事業年度** 各事業年度に係る第四百三十五条第二項に規定する計算書類につき第四百三十八条第二項の承認(第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、第四百三十六条第三項の承認)を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。
- 二十五 **配当財産** 株式会社が剰余金の配当をする場合における配当する財産をいう。
- 二十六 **組織変更** 次のイ又はロに掲げる会社とその組織を変更することにより当該イ又はロに定める会社となることをいう。  
 イ．株式会社 **合名会社、合資会社又は合同会社** (合名、合資、合同間では組織変更できない)  
 ロ．合名会社、合資会社又は合同会社 **株式会社** (有限から株式は整備法で規定)
- 二十七 **吸収合併** 会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。
- 二十八 **新設合併** 二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。
- 二十九 **吸収分割** 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。
- 三十 **新設分割** 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。
- 三十一 **株式交換** 株式会社がその発行済株式(株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。)の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。
- 三十二 **株式移転** 一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。
- 三十三 **公告方法** 会社(外国会社を含む。)が公告(この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。
- 三十四 **電子公告** 公告方法のうち、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって**法務省令(省令第五条~十三条)で定めるもの**をいう。以下同じ。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものとする方法をいう。

## 第二編 株式会社

### 第一章 設立

**第二十五条** 株式会社は、次に掲げるいずれかの方法により設立することができる。

- 一 次節から第八節までに規定するところにより、**発起人が設立時発行株式**(株式会社の設立に際して発行する株式をいう。以下同じ。)の**全部を引き受ける方法**
  - 二 次節、第三節、第三十九条及び第六節から第九節までに規定するところにより、発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、**設立時発行株式を引き受ける者の募集をする方法**
- 2 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を**一株以上引き受けなければならない。**

(定款の作成)

**第二十六条** 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。**(定款記載要件)**

- 2 前項の定款は、**電磁的記録**(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める**署名又は記名押印に代わる措置**をとらなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

**第二十七条** 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。**(絶対的記載事項)(定款記載要件)**

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店の所在地
- 四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額**(商法第168条4項の一千万円の規定がなくなった)**
- 五 発起人の氏名又は名称及び住所

**第二十八条** 株式会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第二十六条第一項の定款に記載し、又は記録しなければ、**その効力を生じない。****(相対的記載事項)(定款記載要件)**

- 一 **金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称**、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数(設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、設立時発行株式の種類及び種類ごとの数。第三十二条第一項第一号において同じ。)
- 二 株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称
- 三 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称
- 四 **株式会社の負担する設立に関する費用**(定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。)

(定款の認証)

第三十条 第二十六条第一項の定款は、**公証人の認証**を受けなければ、その効力を生じない。  
（以下略）

（株式会社の成立）

第四十九条 株式会社は、その本店の所在地において設立の**登記をすることによって成立する**。

## 第二章 株式

（株主の責任）

第百四条 株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

（株主の権利）

第百五条 株主は、その有する株式につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。

- 一 剰余金の配当を受ける権利
- 二 残余財産の分配を受ける権利
- 三 株主総会における議決権

2 株主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の**全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。**（一部とする制約は可能）

（共有者による権利の行使）

第百六条 株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を**通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない**。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（株式の内容についての特別の定め）

第百七条 株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
- 二 当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。（買取請求）
- 三 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。（自己株式にできる株式）

2 株式会社は、全部の株式の内容として次の各号に掲げる事項を定めるときは、当該各号に定める事項を定款で定めなければならない。（定款記載要件）

- 一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要することで次に掲げる事項
  - イ 当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨（以下略）
- 二 当該株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること次に掲げる事項
  - イ 株主が当該株式会社に対して当該株主の有する株式を取得することを請求することができる旨（以下略）

（異なる種類の株式）

第百八条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、委員会設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。（一部の種類株主だけで役員を選任することを禁ずる？）（株式の従来のイメージをかえる）

- 一 剰余金の配当（優先配当株式、有利配当株式）
- 二 残余財産の分配
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項（議決権制限株式）（一般投資家に使われるか？）
- 四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。（譲渡制限株式）
- 五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。（取得請求権付株式）
- 六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。（取得条項付株式）
- 七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること。（全部取得条項付株式）
- 八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社（第四百七十八条第六項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。）にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの（種類株式総会決議要件付株式）
- 九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。（役員選任権付株式）

2 株式会社は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合には、当該各号に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない。（定款記載要件）

（株主の平等）

第百九条 株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、**公開会社でない株式会社は、第百五条第一項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。**（定款記載要件）

3 前項の規定による定款の定めがある場合には、同項の株主が有する株式を同項の権利に関する事項について内容の異なる種類の株式とみなして、この編及び第五編の規定を適用する。

（定款の変更の特別）

**第一百十条** 定款を変更してその発行する**全部の株式**の内容として第七十七条第一項第三号(自己株式)に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更(当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。)をしようとする場合(株式会社が種類株式発行会社である場合を除く。)には、**株主全員の同意を得なければならない。**

**第一百一十一条** 種類株式発行会社がある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式の内容として第八十八条第一項第六号(取得条項付株式)に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更(当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。)をしようとするときは、**当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。**

2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第八十八条第一項第四号(譲渡制限株式)又は第七号(全部取得条項付株式)に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする**種類株主総会**(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。)の**決議がなければ、その効力を生じない。**ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

- 一 当該種類の株式の種類株主
- 二 第八十八条第二項第五号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主
- 三 第八十八条第二項第六号口の他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得条項付株式の種類株主

(発行可能株式総数)

**第一百三十三條** 株式会社は、定款を変更して**発行可能株式総数についての定めを廃止することができない。**

4 新株予約権(第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が第八十二条の規定により取得することとなる株式の数は、**発行可能株式総数から発行済株式(自己株式(株式会社が有する自己の株式をいう。以下同じ。))を除く。)**の総数を控除して得た数を超えてはならない。**(総数+自己株式の範囲まで発行可能)(大規模な増資を規制する)**

(議決権制限株式の発行数)

**第一百五十五條** 種類株式発行会社が**公開会社である場合において**、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式(以下この条において「議決権制限株式」という。)の数が発行済株式の総数の二分の一を超えるに至ったときは、株式会社は、**直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の二分の一以下にするための必要な措置をとらなければならない。** **(公開会社の1/2条項)(一般投資家へ配当優遇の議決権制限株式が蔓延することへの歯止め?)**

(反対株主の株式買取請求)

**第一百十六條** 次の各号に掲げる場合には、反対株主は、株式会社に対し、自己の有する当該各号に定める株式を**公正な価格で買い取ることを請求することができる。**

- 一 その発行する全部の株式の内容として第七十七条第一項第一号に掲げる事項(譲渡制限)についての定めを設ける定款の変更をする場合全部の株式
- 三 次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式(第三百二十二条第二項の規定による定款の定めがあるものに限る。)を有する種類株主に**損害を及ぼすおそれがあるとき**当該種類の株式
  - イ 株式の併合又は株式の分割
  - ロ 第八十五条に規定する**株式無償割当て**
  - ハ 単元株式数についての定款の変更
  - ニ 当該株式会社の株式を引き受ける者の**募集**(第二百二条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。)
  - ホ 当該株式会社の**新株予約権**を引き受ける者の**募集**(第二百四十一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。)
  - ヘ 第二百七十七条に規定する**新株予約権無償割当て**
- 2 前項に規定する「**反対株主**」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。
  - 一 前項各号の行為をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合次に掲げる株主
    - イ 当該株主総会に先立って当該行為に反対する旨を**当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主**(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)
    - ロ 当該株主総会において**議決権を行使することができない株主**
  - 二 前号に規定する場合以外の場合すべての株主 **(議決権がありながら反対表明の場が与えられなかった場合)**
- 3 第一項各号の行為をしようとする**株式会社は**、当該行為が効力を生ずる日(以下この条及び次条において「効力発生日」という。)の**二十日前までに**、同項各号に定める株式の**株主に対し、当該行為をする旨を通知しなければならない。**
- 4 前項の規定による通知は、**公告をもってこれに代えることができる。**
- 5 第一項の規定による請求(以下この節において「**株式買取請求**」という。)は、**効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に**、その株式買取請求に係る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)を明らかにしてしなければならない。
- 6 株式買取請求をした株主は、**株式会社の承諾を得た場合に限り**、その株式買取請求を**撤回**することができる。
- 7 株式会社が第一項各号の行為を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

(株式の価格の決定等)

**第一百十七條** 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、**効力発生日から六十日以内に**その支払をしなければならない。

- 2 株式の価格の決定について、効力発生日から**三十日以内に協議が調わないときは**、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の**年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。**
- 5 株式買取請求に係る株式の買取りは、当該株式の**代金の支払の時に、その効力を生ずる。**

**（株主の権利の行使に関する利益の供与）**

**第二百十条** 株式会社は、何人に対しても、**株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与**（当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。）**をしてはならない。**（**買収供応禁止**）

**（株主名簿）**

**第二百十一条** 株式会社は、株主名簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下「株主名簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 株主の**氏名又は名称及び住所**
- 二 前号の株主の有する**株式の数**（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 三 第一号の株主が**株式を取得した日（複数回ある場合はどの日か？）**
- 四 株式会社が発行している株券発行会社である場合には、第二号の株式（株券が発行されているものに限る。）に係る**株券の番号**

**（株主名簿記載事項を記載した書面の交付等）**

**第二百十二条** 前条第一号の株主は、株式会社に対し、当該株主についての株主名簿に記載され、若しくは記録された**株主名簿記載事項を記載した書面の交付**又は当該株主名簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

- 2 前項の書面には、株式会社の**代表取締役**（委員会設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）が署名し、又は**記名押印**しなければならない。
- 3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 前三項の規定は、**株券発行会社については、適用しない。**

**（基準日）**

**第二百十四条** 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「**基準日株主**」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。（**決算確定日とは限らない**）

- 2 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる**権利**（基準日から**三箇月以内に行使するものに限る。**）の内容を定めなければならない。（**例えば、定時総会における議決に参加する権利**）
- 3 株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の**二週間前までに**、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。**ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。**（**定款記載要件**）
- 4 基準日株主が行使することができる権利が株主総会又は種類株主総会における議決権である場合には、株式会社は、**当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる。**ただし、当該株式の**基準日株主の権利を害することができない。**（**配当額の変化などの場合**）

**（株主名簿の備置き及び閲覧等）**

**第二百十五条** 株式会社は、株主名簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。

- 2 **株主及び債権者は**、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる**請求**をすることができる。この場合においては、当該請求の**理由を明らかにして**しなければならない。（**債権者の範囲は？**）
  - 一 株主名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

**（株主に対する通知等）**

**第二百十六条** 株式会社は株主に対してする通知又は催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主の住所（当該株主が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）**にあてて発すれば足りる。**

- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が**通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。**

**（株式の譲渡）**

**第二百十七条** 株主は、その有する株式を譲渡することができる。

**（株券発行会社の株式の譲渡）**

**第二百十八条** 株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る**株券を交付しなければ、その効力を生じない。**ただし、**自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない。**（**自己株式の場合は会社帳簿で裏付けられるため、株券交付と効力発生が同時である必要がないためか？**）

- 2 株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に対し、その効力を生じない。

**（株式の譲渡の対抗要件）**

**第二百十条** 株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を**株主名簿に記載し**、又は記録しなければ、株式会社その他の**第三者に対抗することができない。**

**(親会社株式の取得の禁止)**

**第百三十五条** 子会社は、その親会社である株式会社の株式(以下この条において「親会社株式」という。)を取得してはならない。**(親子で持ち合うことにより株主の実態の無い会社になることを禁ずるためか?)**

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
  - 一 他の会社(外国会社を含む。)の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合
  - 二 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合
  - 三 吸収分割により他の会社から親会社株式を承継する場合
  - 四 新設分割により他の会社から親会社株式を承継する場合
  - 五 前各号に掲げるもののほか、**法務省令で定める場合**
- 3 子会社は、**相当の時期**にその有する親会社株式を処分しなければならない。

**(株式の譲渡に係る株主からの承認の請求)**

**第百三十六条** 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人(当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。)に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認するか否かの決定をすることを請求することができる。

**(株式取得者からの承認の請求)**

**第百三十七条** 譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認するか否かの決定をすることを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として**株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。** **(平和的取得に限る)**

**(株式会社による自己の株式の取得)**

**第百五十五条** 株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。

- 一 第七条第二項第三号イの事由が生じた場合 **(定款に定めた事由の発生)**
- 二 第三十八条第一号八又は第二号八の請求があった場合 **(譲渡制限会社の承認請求又は買取の請求)**
- 三 次条第一項の決議があった場合 **(自己株式枠の設定の決議)**
- 四 第六十六条第一項の規定による請求があった場合 **(取得請求権付株式による請求)**
- 五 第七十一条第一項の決議があった場合 **(全部取得条項付株式の取得の決議)**
- 六 第七十六条第一項の規定による請求をした場合 **(相続株式の買取を定めている場合の請求)**
- 七 第九十二条第一項の規定による請求があった場合 **(単元未満株式の買取請求)**
- 八 第九十七条第三項各号に掲げる事項を定めた場合 **(五年以上通知未到達株主の株式処分)**
- 九 第二百三十四条第四項各号に掲げる事項を定めた場合 **(端数株の処分)**
- 十 他の会社(外国会社を含む。)の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合 **(合併に起因する取得)**
- 十一 合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合
- 十二 吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合
- 十三 前各号に掲げる場合のほか、**法務省令で定める場合**

**(株式の取得に関する事項の決定)**

**第百五十六条** 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、**あらかじめ、株主総会の決議**によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第三号の期間は、**一年を超えることができない。**

**(自己株式枠の設定 公開買付 = TOB のようなものか?)**

- 一 取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)
- 二 株式を取得するのと引換えに交付する**金銭等**(当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。)の**内容及びその総額**(**買取り価格は決議時点で定められているということになる? そうなると次条と矛盾しないか?)**
- 三 **株式を取得することができる期間**
- 2 前項の規定は、前条第一号及び第二号並びに第四号から第十三号までに掲げる場合には、適用しない。

**(取得価格等の決定)**

**第百五十七条** 株式会社は、前条第一項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、**その都度、次に掲げる事項**を定めなければならない。**(前条の枠内ということか?)**

- 一 **取得する株式の数**(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数)
- 二 株式一株を取得するのと引換えに交付する**金銭等の内容及び数**若しくは**額**又はこれらの**算定方法** **(金銭とは限らない)**
- 三 株式を取得するのと引換えに交付する**金銭等の総額**
- 四 株式の譲渡の**申込みの期日**

- 2 **取締役会設置会社**においては、前項各号に掲げる事項の決定は、**取締役会の決議**によらなければならない。

- 3 第一項の株式の取得の**条件**は、同項の規定による**決定ごとに、均等**に定めなければならない。

**(株主に対する通知等)**

**第百五十八条** 株式会社は、株主(種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主)に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 2 公開会社においては、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

**(特定の株主からの取得)**

**第六十条** 株式会社は、第五十六条第一項各号(自己株式枠の設定)に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、第五十八条第一項の規定による通知を特定の株主に対して行う旨を定めることができる。

2 株式会社は、前項の規定による決定をしようとするときは、法務省令で定める時まで、株主(種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主)に対し、次項の規定による請求をすることができる旨を通知しなければならない。

3 前項の株主は、第一項の特定の株主に自己をも加えたものを同項の株主総会の議案とすることを、法務省令で定める時まで、請求することができる。

4 第一項の特定の株主は、第五十六条第一項(自己株式枠の設定)の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一項の特定の株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

5 第一項の特定の株主を定めた場合における第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「株主(種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主)」とあるのは、「第六十条第一項の特定の株主」とする。

**(市場価格のある株式の取得の特則)**

**第六十一条** 前条第二項及び第三項の規定(全株主への通知と他の株主の参加権)は、取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、適用しない。

**(相続人等からの取得の特則)**

**第六十二条** 第六十条第二項及び第三項の規定(全株主への通知と他の株主の参加権)は、株式会社が株主の相続人その他の一般承継人からその相続その他の一般承継により取得した当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 株式会社が公開会社である場合

二 当該相続人その他の一般承継人が株主総会又は種類株主総会において当該株式について議決権を行使した場合(相続人の域を脱して通常の株主になっているとみなす)

**(子会社からの株式の取得)**

**第六十三条** 株式会社がその子会社の有する当該株式会社の株式を取得する場合における第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とする。この場合においては、第五十七条から第六十条(買取価格の決定や株主への通知)までの規定は、適用しない。

**(特定の株主からの取得に関する定款の定め)**

**第六十四条** 株式会社は、株式(種類株式発行会社にあつては、ある種類の株式。次項において同じ。)の取得について第六十条第一項の規定(特定の株主からの取得)による決定をするときは同条第二項及び第三項の規定(全株主への通知と他の株主の参加権)を適用しない旨を定款で定めることができる。(定款記載要件)

2 株式の発行後に定款を変更して当該株式について前項の規定による定款の定めを設け、又は当該定めについての定款の変更(同項の定款の定めを廃止するものを除く。)をしようとするときは、当該株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

**(市場取引等による株式の取得)**

**第六十五条** 第五十七条から第六十条までの規定(買取価格の決定や株主への通知)は、株式会社が市場において行う取引又は証券取引法第二十七条の二第六項に規定する公開買付け(TOB)の方法(以下この条において「市場取引等」という。)により当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。

2 取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。(定款記載要件)(公開会社と限っていない)

3 前項の規定による定款の定めを設けた場合における第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会(第六十五条第一項に規定する場合にあつては、株主総会又は取締役会)」とする。

**(相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め)**

**第六十七条** 株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式(譲渡制限株式に限る。)を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。(定款記載要件)

**(株式の消却)**

**第七十八条** 株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数)を定めなければならない。(株価の引き上げ効果がある)

2 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

**(市場において行う取引による自己株式の売却)**

**第七十九条** 株式会社は、市場において行う取引により自己株式の売却をする旨を定款で定めることができる。(定款記載要件)(公開会社と限っていない)

2 前項の規定による定款の定めがある場合には、株式会社は、市場において行う取引により、第五十五条第七号(単元未満株式の買取請求)及び第十号から第十二号(合併及び分割による取得)までに掲げる場合その他株式会社がその意思にかかわらず当該株式会社の株式を取得する場合として法務省令で定める場合において取得した当該株式会社の株式を売却することができる。

**(株式の併合)**

第百八十条 株式会社は、株式の併合をすることができる。

- 2 株式会社は、株式の併合をしようとするときは、**その都度、株主総会の決議**によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 併合の割合
  - 二 株式の併合がその効力を生ずる日
  - 三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類
- 3 取締役は、前項の株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

(株式の分割)

第百八十三条 株式会社は、株式の分割をすることができる。**(分割の規模の制限はない。ただし上場会社の場合は証券取引法関係の制限は今後強まるだろう)**

- 2 株式会社は、株式の分割をしようとするときは、**その都度、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)**の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式(種類株式発行会社にあつては、第三号の種類の発行済株式)の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日
  - 二 株式の分割がその効力を生ずる日
  - 三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

(株式無償割当て)

第百八十五条 株式会社は、株主(種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主)に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の株式の割当て(以下この款において「株式無償割当て」という。)をすることができる。

(株式無償割当てに関する事項の決定)

第百八十六条 株式会社は、株式無償割当てをしようとするときは、**その都度**、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株主に割り当てる株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法
- 二 当該株式無償割当てがその効力を生ずる日
- 三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、当該株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類
- 2 前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該株式会社以外**(自己株式を除く)**の株主(種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主)の有する株式(種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の株式)の数に応じて同項第一号の株式を割り当てることを内容とするものでなければならない。**(不公平割り当てはできない)**
- 3 第一項各号に掲げる事項の決定は、**株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)**の決議によらなければならない。ただし、**定款に別段の定めがある場合は**、この限りでない。**(定款記載要件)**

(単元株式数)

第百八十八条 株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一つの**議決権**を行使することができる**一単元**の株式とする旨を定款で定めることができる。**(定款記載要件)**

- 2 前項の一定の数は、**法務省令で定める数を超えることはできない。**
- 3 種類株式発行会社においては、単元株式数は、**株式の種類ごとに定めなければならない。**

(株主に対する通知の省略)

第百九十六条 株式会社が株主に対してする通知又は催告が**五年以上継続して到達しない場合**には、株式会社は、当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない。

- 2 前項の場合には、同項の株主に対する株式会社の義務の履行を行う場所は、株式会社の住所地とする。
- 3 前二項の規定は、登録株式質権者について準用する。

(株式の競売)

第百九十七条 株式会社は、次のいずれにも該当する株式を競売し、かつ、その代金をその株式の株主に交付することができる。

- 一 その株式の株主に対して前条第一項**(五年以上通知未到達株主)**又は第二百九十四条第二項**(無記名式の新株予約権証券等が提出されない場合)**の規定により通知及び催告をすることを要しないもの
- 二 その株式の株主が継続して**五年間剰余金の配当を受領しなかったもの**  
(以下略)

(募集事項の決定)

第百九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、**その都度**、募集株式(当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)
- 二 募集株式の**払込金額**(募集株式一株と引換えに払い込む**金銭**又は給付する**金銭以外の財産**の額をいう。以下この節において同じ。)又は**その算定方法**
- 三 **金銭以外の財産を出資の目的とするときは**、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の**給付の期日又はその期間**
- 五 株式を発行するときは、**増加する資本金及び資本準備金**に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項(以下この節において「募集事項」という。)の決定は、**株主総会の決議**によらなければならない。
- 3 第一項第二号の払込金額が募集株式を引き受ける者に**特に有利な金額である場合には**、**取締役**は、前項の株主総

会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

- 4 種類株式発行会社において、第一項第一号の募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。（定款記載要件）

- 5 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

（金銭以外の財産の出資）

第二百七条 株式会社は、第九十九条第一項第三号（金銭以外の財産を出資）に掲げる事項を定めたときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

- 2 前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不合法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

- 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（中略）

- 9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えない場合 当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額

二 現物出資財産について定められた第九十九条第一項第三号（金銭以外の財産を出資の評価）の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物出資財産の価額

三 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第九十九条第一項第三号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物出資財産の価額

四 現物出資財産について定められた第九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた第九十九条第一項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合 当該金銭債権についての現物出資財産の価額（債務の資本化）

（以下略）

（株主となる時期）

第二百九条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

一 第九十九条第一項第四号（募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間）の期日を定めた場合当該期日

二 第九十九条第一項第四号の期間を定めた場合出資の履行をした日

（株券を発行する旨の定款の定め）

第二百十四条 株式会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる。（株券を発行する必要はない）（定款記載要件）

### 第三章 新株予約権

（新株予約権の内容）

第二百三十六条 株式会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

二 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

三 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 当該新株予約権を行使することができる期間

五 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨

（以下略）

（新株予約権の譲渡）

第二百五十四条 新株予約権者は、その有する新株予約権を譲渡することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。ただし、当該新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、この限りでない。

- 3 新株予約権付社債についての社債のみを譲渡することはできない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新

株予約権が消滅したときは、この限りでない。

## 第四章 機関

### (株主総会の権限)

**第二百九十五条** 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他**株式会社に關する一切の事項について決議をすることができる。**

2 前項の規定にかかわらず、**取締役会設置会社**においては、株主総会は、この**法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。**

3 この法律の規定により**株主総会の決議を必要とする事項について**、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の**機関が決定**することができることを内容とする定款の定めは、**その効力を有しない。**

### (株主総会の招集)

**第二百九十六条** 定時株主総会は、毎事業年度の終了後**一定の時期に招集しなければならない。(年一回とは限らない)**

2 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 株主総会は、次条第四項**(3%株主の請求)**の規定により招集する場合を除き、**取締役が招集する。**

### (株主による招集の請求)

**第二百九十七条** 総株主の議決権の**百分の三**(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を**六箇月**(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項(当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。)及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる。

2 **公開会社でない株式会社**における前項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する」とあるのは、「**有する**」とする。

3 第一項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。**(無議決権株式の不算入)**

4 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。

一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 第一項の規定による請求があった日から**八週間**(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合

### (株主総会の招集の決定)

**第二百九十八条** 取締役(前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。)は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び場所

二 株主総会の**目的である事項**があるときは、当該事項

三 株主総会に出席しない株主が**書面によって議決権を行使**することができることとするときは、その旨

四 株主総会に出席しない株主が**電磁的方法によって議決権を行使**することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、**法務省令で定める事項**

2 取締役は、**株主**(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。)の数が千人以上である場合には、前項第三号**(書面によって議決権を行使)**に掲げる事項を定めなければならない。ただし、当該株式会社が証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に**上場されている株式を発行している株式会社**であって**法務省令で定めるもの**である場合は、**この限りでない。**

3 **取締役会設置会社**における前項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは、「前項第二号に掲げる事項」とする。

4 **取締役会設置会社**においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項**(株主総会事項)**の決定は、**取締役会の決議**によらなければならない。

### (株主総会の招集の通知)

**第二百九十九条** 株主総会を招集するには、取締役は、**株主総会の日**の**二週間**(前条第一項第三号又は第四号**(書面又はメール決議参加)**)に掲げる事項を定めるときを除き、**公開会社でない株式会社**にあっては、**一週間**(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)**前までに**、株主に対してその通知を発しなければならない。**(定款記載要件)**

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、**書面**でなければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号**(書面又はメール決議参加)**に掲げる事項を定めた場合

二 株式会社が**取締役会設置会社**である場合

3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、**株主の承諾を得て**、**電磁的方法**により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

### (招集手続の省略)

**第三百条** 前条の規定にかかわらず、株主総会は、**株主の全員の同意があるときは**、招集の手続を経ることなく開催す

ることができる。ただし、第二百九十八条第一項第三号又は第四号（書面又はメール決議参加）に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

**第三百一条** 取締役は、第二百九十八条第一項第三号（書面又はメール決議参加）に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項（総会開催通知）の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

- 2 取締役は、第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があったときは、これらの書類を当該株主に交付しなければならない。

**第三百二条** 取締役は、第二百九十八条第一項第四号（メール決議参加）に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項（総会開催通知）の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、株主総会参考書類を交付しなければならない。

- 2 取締役は、第二百九十九条第三項（メール通知）の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類の交付に代えて、当該株主総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があったときは、株主総会参考書類を当該株主に交付しなければならない。
- 3 取締役は、第一項に規定する場合には、第二百九十九条第三項（メール通知）の承諾をした株主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。
- 4 取締役は、第一項に規定する場合において、第二百九十九条第三項の承諾をしていない株主から株主総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

（株主提案権）

**第三百三条** 株主は、取締役に対し、一定の事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次項において同じ。）を株主総会の目的とすることを請求することができる。（譲渡制限会社で取締役会のない場合は誰でもいつでも提案できる）

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。（総会が開かれるかどうか不明のうちに提案するのか？）
- 3 公開会社でない取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 4 第二項の一定の事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。（無議決権株式の不算入）

**第三百四条** 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次条第一項において同じ。）につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。（少数同一議案の排除）

**第三百五条** 株主は、取締役に対し、株主総会の日の八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること（第二百九十九条第二項又は第三項の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあっては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、当該請求をすることができる。

- 2 公開会社でない取締役会設置会社における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。
- 3 第一項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項ただし書の総株主の議決権の数に算入しない。（無議決権株式の不算入）
- 4 前三項の規定は、第一項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。（少数同一議案の排除）

（議決権の数）

**第三百八条** 株主（株式会社）がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経

営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。)は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

#### (株主総会の決議)

**第三百九条** 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。(普通決議)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。(定款記載要件)(特別決議)

一 第四百十条第二項及び第五項の株主総会(譲渡制限株式の譲渡拒否による買取及び買取人の指定)

二 第五十六条第一項の株主総会(第六十条第一項の特定の株主を定める場合に限る。)(特定人からの自己株式の取得)

三 第七十一条第一項及び第七十五条第一項の株主総会(全部取得条項付株式の取得及び相続株式の売渡請求)

四 第八十条第二項の株主総会(株式の併合)

五 第九十九条第二項、第二百条第一項、第二百二条第三項第四号及び第二百四条第二項の株主総会(株式の募集)

六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第三項第四号及び第二百四十三条第二項の株主総会(新株予約権の募集)

七 第三百三十九条第一項の株主総会(第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役を解任する場合又は監査役を解任する場合に限る。)(累積投票により選任された取締役及び監査役の解任)

八 第四百二十五条第一項の株主総会(役員の一部免除)

九 第四百四十七条第一項の株主総会(次のいずれにも該当する場合を除く。)(資本の額の減少)

イ. 定時株主総会において第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めること。(定時総会では普通決議)

ロ. 第四百四十七条第一項第一号の額がイの定時株主総会の日(第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、第四百三十六条第三項の承認があった日)における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。(減少する額が基準以下の場合には普通決議で可)

十 第四百五十四条第四項の株主総会(配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。)(金銭以外の財産のみによる配当の決定)

十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会(定款変更、事業譲渡、解散の決定)

十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会(組織変更、合併、株式交換、移転の決定)

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会(種類株式発行会社の株主総会を除く。)の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)であって、当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。(超特別決議)

一 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会(譲渡制限のための定款変更)

二 第七百八十三条第一項(吸収合併による消滅)の株主総会(合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等(同条第三項に規定する譲渡制限株式等をいう。次号において同じ。)である場合における当該株主総会に限る。)(譲渡制限株式と交換に公開会社が吸収合併による消滅する場合)

三 第八百四条第一項(新設合併による消滅)の株主総会(合併又は株式移転をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合における当該株主総会に限る。)(譲渡制限株式と交換に公開会社が新設合併による消滅する場合)

4 前三項の規定にかかわらず、第九十九条第二項(譲渡制限会社における株主不平等の扱い)の規定による定款の定めについての定款の変更(当該定款の定めを廃止するものを除く。)を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)であって、総株主の議決権の四分の三(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。(超特大特別決議)

5 取締役会設置会社においては、株主総会は、第二百九十八条第一項第二号(目的とされた事項)に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第三百十六条第一項若しくは第二項(株主総会に提出された資料等の調査)に規定する者の選任又は第三百九十八条第二項(定時株主総会における会計監査人の意見の請求)の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

#### (議決権の代理行使)

**第三百十条** 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、**株主総会ごと**にしなければならない。
- 3 第一項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該株主又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4 株主が第二百九十九条第三項（**電磁的方法により通知を発すること**）の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 5 株式会社は、**株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる**。
- 6 株式会社は、株主総会の日から**三箇月間**、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 7 **株主**（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百十二条第五項において同じ。）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる**請求**をすることができる。
  - 一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

#### （書面による議決権の行使）

**第三百十一条** 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした**議決権行使書面**を株式会社に提出して行う。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、**出席した株主の議決権の数に算入**する。
- 3 株式会社は、株主総会の日から**三箇月間**、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。
- 4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

#### （電磁的方法による議決権の行使）

**第三百十二条** 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う。

- 2 株主が第二百九十九条第三項（**電磁的方法により通知を発すること**）の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した株主の**議決権の数に算入**する。
- 4 株式会社は、株主総会の日から**三箇月間**、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 5 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

#### （議決権の不統一行使）

**第三百十三条** 株主は、その有する**議決権を統一しないで行使することができる**。

- 2 **取締役会設置会社**においては、前項の株主は、株主総会の日**の三日前までに**、取締役会設置会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならない。
- 3 株式会社は、第一項の株主が他人のために株式を有する者（**ファンドマネージャーのような者**？）でないときは、当該株主が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを**拒むことができる**。

#### （取締役等の説明義務）

**第三百十四条** **取締役、会計参与、監査役及び執行役**は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として**法務省令で定める場合は**、この限りでない。

#### （議事録）

**第三百十八条** 株主総会の議事については、**法務省令で定めるところにより**、議事録を作成しなければならない。

- 2 株式会社は、株主総会の日から**十年間**、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。
- 3 株式会社は、株主総会の日から**五年間**、第一項の議事録の写しをその**支店**に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、支店における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
- 4 **株主及び債権者**は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
  - 一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
  - 二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 5 株式会社の**親会社社員**は、その権利を行使するため必要があるときは、**裁判所の許可を得て**、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

#### （株主総会の決議の省略）

**第三百十九条** 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の**全員**が書面又は電磁的記録により**同意の意思表示**をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の**決議があったものとみなす**。（**書面決議が可能**）

- 2 株式会社は、前項の規定により株主総会の決議があったものとみなされた日から**十年間**、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

- 3 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第二項の書面又は電磁的記録について前項各号に掲げる請求をすることができる。
- 5 第一項の規定により**定時株主総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時株主総会が終了したものとみなす。**

**(株主総会への報告の省略)**

**第三百二十条** 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。 **(書面決議が可能)**

**(株主総会以外の機関の設置)**

**第三百二十六条** 株式会社には、**一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。(員数規定がなくなった)**

- 2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。 **(定款記載要件)**

**(取締役会等の設置義務等)**

**第三百二十七条** 次に掲げる株式会社は、**取締役会を置かなければならない。**

- 一 公開会社
  - 二 監査役会設置会社
  - 三 委員会設置会社
- 2 **取締役会設置会社**(委員会設置会社を除く。)は、**監査役を置かなければならない。**ただし、公開会社でない会計参与設置会社については、この限りでない。
- 3 **会計監査人設置会社**(委員会設置会社を除く。)は、**監査役を置かなければならない。**
- 4 委員会設置会社は、**監査役を置いてはならない。(二重になるから)**
- 5 委員会設置会社は、**会計監査人を置かなければならない。**

**(大会社における監査役会等の設置義務)**

**第三百二十八条** 大会社(公開会社でないもの及び委員会設置会社を除く。)は、**監査役会及び会計監査人を置かなければならない。**

- 2 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

**(役員及び会計監査人の選任)**

**第三百二十九条** 役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。)及び**会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。**

- 2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて**補欠の役員を選任することができる。**

**(株式会社と役員等との関係)**

**第三百三十条** 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、**委任に関する規定に従う。(指示命令の関係ではない)**

**(取締役の資格等)**

**第三百三十一条** 次に掲げる者は、**取締役となることができない。**

- 一 法人
  - 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - 三 この法律若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、**刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者(経済罰)**
  - 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、**禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)(刑が確定後が服役中の者)**
- 2 株式会社は、取締役が**株主でなければならぬ旨を定款で定めることができない。**ただし、**公開会社でない株式会社においては、この限りでない。(特例有限会社への配慮か)**
- 3 **委員会設置会社の取締役は、当該委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることができない。(監督職務)**
- 4 **取締役会設置会社においては、取締役は、三人以上でなければならない。**

**(取締役の任期)**

**第三百三十二条** 取締役の任期は、選任後**二年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、**その任期を短縮することを妨げない。(定款記載要件)(最初の取締役の任期制限なし)**

- 2 前項の規定は、**公開会社でない株式会社**(委員会設置会社を除く。)において、定款によって、同項の任期を選任後**十年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

**(定款記載要件)**

- 3 **委員会設置会社**の取締役についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「**一年**」とする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。
- 一 委員会を置く旨の定款の変更
  - 二 委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
  - 三 その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更(委員会設置会社がするものを除く。)
- (譲渡制限規定の廃止)**  
**(中途選任取締役の任期はどうなるのか? 336条3項との比較 いちいち残り任期を定める必要あり)**

**(会計参与の資格等)**

**第三百三十三条** 会計参与は、**公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人**でなければならない。

- 2 会計参与に選任された**監査法人又は税理士法人**は、その社員の中から会計参与の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。この場合においては、次項各号に掲げる者を選定することはできない。
- 3 次に掲げる者は、会計参与となることができない。
  - 一 株式会社又はその子会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人
  - 二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
  - 三 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十三条の規定により同法第二条第二項に規定する税理士業務を行うことができない者

**(会計参与の任期)**

**第三百三十四条** 第三百三十二条**(取締役の任期)**の規定は、会計参与の任期について準用する。

- 2 前項において準用する第三百三十二条の規定にかかわらず、会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

**(監査役の資格等)**

**第三百三十五条** 第三百三十一条第一項及び第二項**(取締役の資格)**の規定は、監査役について準用する。

- 2 **監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役を兼ねることができない。**
- 3 **監査役会設置会社**においては、監査役は、**三人以上**で、そのうち半数以上は、**社外監査役**でなければならない。

**(監査役の任期)**

**第三百三十六条** 監査役の任期は、選任後**四年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定は、**公開会社でない株式会社**において、定款によって、同項の任期を**選任後十年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することを妨げない。**(定款記載要件)**
- 3 第一項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない。**(定款記載要件)**
- 4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。
  - 一 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
  - 二 委員会を置く旨の定款の変更
  - 三 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更
  - 四 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

**(会計監査人の資格等)**

**第三百三十七条** 会計監査人は、**公認会計士又は監査法人**でなければならない。

- 2 会計監査人に選任された**監査法人**は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
  - 一 公認会計士法の規定により、第四百三十五条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者
  - 二 株式会社の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
  - 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

**(会計監査人の任期)**

**第三百三十八条** 会計監査人の任期は、選任後**一年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において**別段の決議がされなかったときは**、当該定時株主総会において**再任されたものとみなす。**
- 3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置会社が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

**(役員及び会計監査人の解任)**

**第三百三十九条** 役員及び会計監査人は、いつでも、**株主総会の決議によって解任**することができる。**(原則普通決議)**

- 2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

**(監査役等による会計監査人の解任)**

**第三百四十条** 監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その**会計監査人を解任**することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、**監査役の全員の同意**によって行わなければならない。
- 3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役)は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される**株主総会に報告**しなければならない。
- 4 監査役会設置会社における前三項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査役会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査役」と、前項中「監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役)」とあるのは「監査役会が選定した監査役」とする。
- 5 委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査委員会の委員」と、第三項中「監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役)」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

**(役員を選任及び解任の株主総会の決議)**

**第三百四十一条** 第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の**議決権の過半数**(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の**議決権の過半数**(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。**(定款で緩やかな議決方法定めは許さない)**

**(累積投票による取締役の選任)**

**第三百四十二条** 株主総会の目的である事項が二人以上の取締役の選任である場合には、株主(取締役の選任について議決権を行使することができる株主に限る。以下この条において同じ。)は、定款に別段の定めがあるときを除き、株式会社に対し、第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任すべきことを請求することができる。**(監査役にはない)**

- 2 前項の規定による請求は、同項の株主総会の日**の五日前**までにしなければならない。
- 3 第三百八条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求があった場合には、取締役の選任の決議については、株主は、その有する株式一株(単元株式数を定款で定めている場合にあっては、一単元の株式)につき、当該株主総会において選任する取締役の数と同数の議決権を有する。この場合においては、株主は、一人のみに投票し、又は二人以上に投票して、その議決権を行使することができる。
- 4 前項の場合には、投票の最多数を得た者から**順次取締役に選任されたもの**とする。
- 5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求があった場合における取締役の選任に関し必要な事項は、法務省令で定める。
- 6 前条の規定は、前三項に規定するところにより選任された**取締役の解任の決議については、適用しない。****(累積投票で選任された取締役の解任は特別決議)**

**(監査役を選任に関する監査役の同意等)**

**第三百四十三条** 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数)の**同意を得なければならない。****(監査役の追加選任の場合の同意)**

- 2 監査役は、取締役に對し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。**(監査役の追加選任の請求)**
- 3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数)」とあるのは「監査役会」と、前項中「監査役は」とあるのは「監査役会は」とする。
- 4 第三百四十一条**(普通決議)**の規定は、**監査役の解任の決議については、適用しない。****(特別決議)**

**(会計監査人の選任に関する監査役の同意等)**

**第三百四十四条** 監査役設置会社においては、取締役は、次に掲げる行為をするには、**監査役**(監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数)の**同意を得なければならない。**

- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること。
  - 二 会計監査人の解任を株主総会の目的とすること。
  - 三 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること。
- 2 監査役は、取締役に對し、次に掲げる行為をするを請求することができる。
- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること。
  - 二 会計監査人の選任又は解任を株主総会の目的とすること。
  - 三 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること。
- 3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役(監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数)」とあり、及び前項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

**(役員等に欠員を生じた場合の措置)**

**第三百四十六条** 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は

辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の仕事を行うべき者を含む。)が**就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。**

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の仕事を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時役員の仕事を行うべき者を選任した場合には、株式会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 **会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の仕事を行うべき者を選任しなければならない。**
- 5 第三百三十七条(会計監査人の資格)及び第三百四十条(会計監査人の解任)の規定は、前項の一時会計監査人の仕事を行うべき者について準用する。
- 6 監査役会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- 7 委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。

#### (取締役の業務の執行)

**第三百四十八条** 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社(取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。)の業務を執行する。(定款記載要件)

- 2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。(定款記載要件)
- 3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができない。(取締役会がない場合、その他は委任できる)
  - 一 支配人の選任及び解任
  - 二 支店の設置、移転及び廃止
  - 三 第二百九十八条第一項各号(株主総会の召集)(第三百二十五条において準用する場合を含む。)に掲げる事項
  - 四 取締役の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備(取締役やその他の職務監視の体制)
  - 五 第四百二十六条第一項(取締役の責任免除)の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項(損害賠償)の責任の免除
- 4 大会社においては、取締役は、前項第四号に掲げる事項を決定しなければならない。(職務監視の体制)

#### (株式会社の代表)

**第三百四十九条** 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
- 3 株式会社(取締役会設置会社を除く。)は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。(任意規定になった)
- 4 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

#### (代表者の行為についての損害賠償責任)

**第三百五十条** 株式会社は、代表取締役その他の代表者がその仕事を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

#### (代表取締役に欠員を生じた場合の措置)

**第三百五十一条** 代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役(次項の一時代表取締役の仕事を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表取締役の仕事を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時代表取締役の仕事を行うべき者を選任した場合には、株式会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

#### (表見代表取締役)

**第三百五十四条** 株式会社は、代表取締役以外の取締役に社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

#### (忠実義務)

**第三百五十五条** 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

#### (競業及び利益相反取引の制限)

**第三百五十六条** 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - 二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。
  - 三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 民法第百八条(双方代理の禁止)の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

#### (取締役の報告義務)

**第三百五十七条** 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、**直ちに**、当該事実を**株主(監査役設置会社にあつては、監査役)に報告**しなければならない。

2 監査役設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは、「監査役会」とする。

(株主による取締役の行為の差止め)

**第三百六十条** 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から**引き続き株式を有する株主**は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

3 監査役設置会社又は委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「**著しい損害**」とあるのは、「**回復することができない損害**」とする。(その差は何?)

(取締役会の権限等)

**第三百六十二条** 取締役会は、**すべての取締役で組織**する。

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職

3 取締役会は、取締役の中から**代表取締役を選定**しなければならない。

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を**取締役に委任**することができない。(その他は委任できる 書面決議を否定していない)

- 一 **重要な財産**の処分及び譲受け
- 二 **多額**の借財
- 三 支配人その他の**重要な使用人**の選任及び解任
- 四 支店その他の**重要な組織**の設置、変更及び廃止
- 五 第六百七十六条第一号(募集社債の総額)に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
- 六 取締役の**職務の執行**が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める**体制の整備** (取締役の職務監視)
- 七 第四百二十六条第一項(取締役の責任)の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項(**損害賠償責任**)の責任の免除

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

(取締役の職務監視体制の整備の義務化)

(取締役会設置会社の取締役の権限)

**第三百六十三条** 次に掲げる取締役は、**取締役会設置会社の業務を執行**する。

- 一 **代表取締役**
- 二 代表取締役以外の取締役であつて、**取締役会の決議**によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として**選定されたもの** (業務執行取締役の選定)

2 前項各号に掲げる取締役は、**三箇月に一回以上**、自己の職務の執行の状況を**取締役会に報告**しなければならない。

(業務執行取締役の報告義務)

(取締役会の招集権者)

**第三百六十六条** 取締役会は、**各取締役が招集**する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。(定款記載要件)

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた取締役(以下この章において「招集権者」という。)以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から**五日以内**に、その請求があった日から**二週間以内の日**を取締役会の日とする**取締役会の招集の通知**が発せられない場合には、その請求をした**取締役は、取締役会を招集**することができる。

(招集手続)

**第三百六十八条** 取締役会を招集する者は、**取締役会の日の一週間**(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各取締役(監査役設置会社にあつては、**各取締役及び各監査役**)に対してその通知を発しなければならない。(監査役の重視)

2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。(同意とは相当の期間内に異議を唱えないこと)

(取締役会の決議)

**第三百六十九条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の**過半数**(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が**出席**し、その**過半数**(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

2 前項の決議について**特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。**

3 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成され

- ているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。**(監査役の署名)**
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
  - 5 取締役会の決議に参加した取締役であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

#### (取締役会の決議の省略)

**第三百七十条** 取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。**(定款記載要件)**

#### (議事録等)

**第三百七十一条** 取締役会設置会社は、取締役会の日(前条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、第三百六十九条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその本店に備え置かなければならない。**(取締役会を設置しない場合は義務なし)**

- 2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
  - 一 前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 3 監査役設置会社又は委員会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社の営業時間内は、いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。**(監査役や委員会が検査するから)(監査役を置く意味がある)**
- 4 取締役会設置会社の債権者は、役員又は執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該取締役会設置会社の議事録等について第二項各号に掲げる請求をすることができる。
- 5 前項の規定は、取締役会設置会社の親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。
- 6 裁判所は、第三項において読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は第四項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該取締役会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項において読み替えて適用する第二項の許可又は第四項の許可をすることができない。

#### (取締役会への報告の省略)

**第三百七十二條** 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第三百六十三条第二項**(業務執行取締役の報告義務)**の規定による報告については、適用しない。**(三ヶ月に一回の業務執行取締役の報告義務は省略できない)**
- 3 委員会設置会社についての前二項の規定の適用については、第一項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「会計監査人又は執行役」と、「取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)」とあるのは「取締役」と、前項中「第三百六十三条第二項」とあるのは「第四百七条第四項」**(執行役の取締役会への報告義務)**とする。

#### (特別取締役による取締役会の決議)

**第三百七十三条** 第三百六十九条第一項**(取締役会の決議)**の規定にかかわらず、取締役会設置会社(委員会設置会社を除く。)が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、取締役会は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号**(重要な財産の処分、多額の借財の処理)**に掲げる事項についての取締役会の決議については、あらかじめ選定した三人以上の取締役(以下この章において「特別取締役」という。)のうち、議決に加わることができるものの過半数(これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行うことができる旨を定めることができる。

- 一 取締役の数が六人以上であること。
- 二 取締役のうち一人以上が社外取締役であること。
- 2 前項の規定による特別取締役による議決の定めがある場合には、特別取締役以外の取締役は、第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項の決定をする取締役会に出席することを要しない。この場合における第三百六十六条第一項本文及び第三百六十八条の規定の適用については、第三百六十六条第一項本文中「各取締役」とあるのは「各特別取締役(第三百七十三条第一項に規定する特別取締役をいう。第三百六十八条において同じ。)」と、第三百六十八条第一項中「定款」とあるのは「取締役会」と、「各取締役」とあるのは「各特別取締役」と、同条第二項中「取締役( )」とあるのは「特別取締役( )」と、「取締役及び」とあるのは「特別取締役及び」とする。
- 3 特別取締役の互選によって定められた者**(代表特別取締役)**は、前項の取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない。**(代表特別取締役の報告義務)**
- 4 第三百六十六条(第一項本文を除く。)、第三百六十七条、第三百六十九条第一項及び第三百七十条の規定は、第二項の取締役会については、適用しない。**(特別取締役会には取締役会の招集手続不要)**

#### (会計参与の権限)

**第三百七十四条** 会計参与は、取締役と共同して、計算書類(第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。以下

この章において同じ。)及びその附属明細書、臨時計算書類(第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この章において同じ。)並びに連結計算書類(第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。第三百九十六条第一項において同じ。)を作成する。この場合において、会計参与は、法務省令で定めるところにより、**会計参与報告を作成しなければならない。**

- 2 会計参与は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
  - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
- 3 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計参与設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 会計参与は、その職務を行うに当たっては、第三百三十三条第三項第二号又は第三号(会計士等の職務が出来ない者)に掲げる者を使用してはならない。
- 6 委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役」と、第二項中「取締役及び」とあるのは「執行役及び取締役並びに」とする。

#### (会計参与による計算書類等の備置き等)

**第三百七十八条** 会計参与は、次の各号に掲げるものを、当該各号に定める期間、法務省令で定めるところにより、**当該会計参与が定めた場所に備え置かなければならない。**

- 一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告**定時株主総会の日の一週間**(取締役会設置会社にあつては、二週間)**前日**(第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)**から五年間**
- 二 **臨時計算書類及び会計参与報告臨時計算書類を作成した日から五年間**
- 2 会計参与設置会社の**株主及び債権者**は、会計参与設置会社の営業時間内(会計参与が請求に応ずることが困難な場合として法務省令で定める場合を除く。)は、いつでも、会計参与に対し、次に掲げる**請求**をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会計参与の**定めた費用**を支払わなければならない。
  - 一 前項各号に掲げるものが書面をもって作成されているときは、当該書面の**閲覧**の請求
  - 二 前号の書面の**謄本又は抄本の交付**の請求
  - 三 前項各号に掲げるものが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの**閲覧**の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて会計参与の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した**書面の交付**の請求
- 3 会計参与設置会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該会計参与設置会社の第一項各号に掲げるものについて前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会計参与の定めた費用を支払わなければならない。

#### (監査役の特権)

**第三百八十一条** **監査役**は、取締役(会計参与設置会社にあつては、**取締役及び会計参与**)の**職務の執行を監査**する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、**監査報告を作成しなければならない。**

- 2 監査役は、いつでも、**取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人**に対して事業の**報告を求め**、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の**調査をすることができる。**
- 3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、**監査役設置会社の子会社に対して**事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を**拒むことができる。**

#### (監査役による取締役の行為の差止め)

**第三百八十五条** 監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の取締役に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

#### (定款の定めによる監査範囲の限定)

**第三百八十九条** **公開会社でない株式会社**(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)は、第三百八十一条第一項(監査役の特権)の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。(定款記載要件)

- 2 前項の規定による定款の定めがある株式会社の監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 3 **前項の監査役**は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の法務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を**株主総会に報告**しなければならない。
- 4 第二項の監査役は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
  - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事

項を法務省令で定める方法により表示したもの

- 5 第二項の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は株式会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。
- 7 第三百八十一条から第三百八十六条までの規定は、第一項の規定による定款の定めがある株式会社については、適用しない。

#### (監査役会の権限等)

**第三百九十条** 監査役会は、すべての監査役で組織する。

- 2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。
  - 一 監査報告の作成
  - 二 **常勤の監査役の選定及び解職**
  - 三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定
- 3 監査役会は、監査役の中から**常勤の監査役を選定しなければならない**。
- 4 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

#### (会計監査人の権限等)

**第三百九十六条** 会計監査人は、次章の定めるところにより、株式会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、**会計監査報告を作成しなければならない**。

(中略)

- 5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。
  - 一 第三百三十七条第三項第一号又は第二号(**会計への利害関係者**)に掲げる者

(以下略)

#### (監査役に対する報告)

**第三百九十七条** **会計監査人**は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを**監査役に報告しなければならない**。

- 2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(以下略)

#### (委員会の委員の選定等)

**第四百条** 各委員会は、委員三人以上で組織する。

- 2 各委員会の委員は、**取締役の中から、取締役会の決議によって選定する**。
- 3 各委員会の委員の過半数は、**社外取締役でなければならない**。
- 4 監査委員会の委員(以下「**監査委員**」という。)は、委員会設置会社若しくはその子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は委員会設置会社の子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは支配人その他の使用人を兼ねることができない。**(委員会を重複してもよい)**

#### (委員の解職等)

**第四百一条** 各委員会の委員は、いつでも、**取締役会の決議によって解職することができる**。

- 2 前条第一項に規定する各委員会の委員の員数(定款で四人以上の員数を定めたときは、その員数)が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した委員は、新たに選定された委員(次項の一時委員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。
- 3 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時委員の職務を行うべき者を選任することができる。
- 4 裁判所は、前項の一時委員の職務を行うべき者を選任した場合には、委員会設置会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

#### (執行役の選任等)

**第四百二条** 委員会設置会社には、**一人又は二人以上の執行役を置かなければならない**。**(委員会設置以外でも選任できる)(取締役の職務が業務の執行からはなれるため、業務の執行人としての執行役が必要だからか?)(任意の執行役は登記要件か)**

- 2 執行役は、**取締役会の決議によって選任する**。
- 3 委員会設置会社と執行役との関係は、**委任に関する規定に従う**。
- 4 第三百三十一条第一項(**取締役の資格**)の規定は、執行役について準用する。
- 5 株式会社は、執行役が**株主でなければならない旨を定款で定めることができない**。ただし、公開会社でない委員会設置会社については、この限りでない。**(定款記載要件)**
- 6 執行役は、**取締役を兼ねることができる**。
- 7 執行役の任期は、**選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする**。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。**(定款記載要件)**
- 8 前項の規定にかかわらず、委員会設置会社が委員会を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、執行役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

#### (執行役の解任等)

**第四百三条** 執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会設置会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 第四百一条第二項から第四項（責任・義務の継続）までの規定は、執行役が欠けた場合又は定款で定めた執行役の員数が欠けた場合について準用する。

（委員会の権限等）

**第四百四条** 指名委員会は、株主総会に提出する取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

- 2 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
  - 一 執行役等（執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与をいう。以下この節において同じ。）の職務の執行の監査及び監査報告の作成
  - 二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
- 3 報酬委員会は、第三百六十一条第一項並びに第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。
- 4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
  - 一 費用の前払の請求
  - 二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
  - 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

（委員会の招集権者）

**第四百十条** 委員会は、当該委員会の各委員が招集する。

（招集手続等）

**第四百十一条** 委員会を招集するには、その委員は、委員会の日の一週間（これを下回る期間を取締役会で定めた場合にあつては、その期間）前までに、当該委員会の各委員に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会は、当該委員会の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 執行役等は、委員会の要求があつたときは、当該委員会に出席し、当該委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

（委員会の決議）

**第四百十二条** 委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 3 委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 5 委員会の決議に参加した委員であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（議事録）

**第四百十三条** 委員会設置会社は、委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

（以下略）

（委員会への報告の省略）

**第四百十四条** 執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が委員の全員に対して委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を委員会へ報告することを要しない。

**第四款** 委員会設置会社の取締役の権限等

（委員会設置会社の取締役の権限）

**第四百十五条** 委員会設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、委員会設置会社の業務を執行することができない。（業務執行するのは執行役）

（委員会設置会社の取締役会の権限）

**第四百十六条** 委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条（取締役会の権限等）の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他委員会設置会社の業務執行の決定
  - イ 経営の基本方針
  - ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
  - ハ 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項

## 二．次条第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

ホ．執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

### 二 執行役等の職務の執行の監督

- 2 委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。
- 3 委員会設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができない。
- 4 委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、委員会設置会社の業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

(以下略) (合併計画等重要な決定にかかわることは委任できない)

#### (委員会設置会社の取締役会の運営)

第四百七十七条 委員会設置会社においては、招集権者の定めがある場合であっても、委員会がその委員の中から選定する者(代表委員)は、取締役会を招集することができる。

- 2 執行役は、前条第一項第一号二の取締役に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。この場合において、当該請求があった日から五日以内に、当該請求があった日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられないときは、当該執行役は、取締役会を招集することができる。
- 3 委員会がその委員の中から選定する者(代表委員)は、遅滞なく、当該委員会の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。
- 4 執行役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人(他の執行役に限る。)により当該報告をすることができる。
- 5 執行役は、取締役会の要求があったときは、取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明をしなければならない。

#### (執行役の権限)

第四百八十八条 執行役は、次に掲げる職務を行う。

- 一 第四百十六条第四項(委員会設置会社の取締役会の権限)の規定による取締役会の決議によって委任を受けた委員会設置会社の業務の執行の決定

#### 二 委員会設置会社の業務の執行

#### (執行役の監査委員に対する報告義務等)

第四百九十九条 執行役は、委員会設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

- 2 第三百五十五条(忠実義務)、第三百五十六条(競業・利益相反の制限)及び第三百六十五条第二項(競業・利益相反行為の報告義務)の規定は、執行役について準用する。この場合において、第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、第三百六十五条第二項中「取締役会設置会社においては、第三百五十六条第一項各号」とあるのは「第三百五十六条第一項各号」と読み替えるものとする。
- 3 第三百五十七条(取締役の報告義務)の規定は、委員会設置会社については、適用しない。

#### (代表執行役)

第四百二十条 取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない。この場合において、執行役が一人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。

- 2 代表執行役は、いつでも、取締役会の決議によって解職することができる。
- 3 第三百四十九条第四項及び第五項(法的、法的外の代表権限)の規定は代表執行役について、第三百五十二条(取締役の職務を代行する者の権限)の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された執行役又は代表執行役の職務を代行する者について、第四百一条第二項から第四項(権利義務の継続)までの規定は代表執行役が欠けた場合又は定款で定めた代表執行役の員数が欠けた場合について、それぞれ準用する。

#### (表見代表執行役)

第四百二十一条 委員会設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

#### (株主による執行役の行為の差止め)

第四百二十二条 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、執行役が委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該委員会設置会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 公開会社でない委員会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

#### (役員等の株式会社に対する損害賠償責任)

第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下この節において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(以下略)

#### (株式会社に対する損害賠償責任の免除)

第四百二十四条 前条第一項の責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

#### (責任の一部免除)

**第四百二十五条** 前条の規定にかかわらず、第四百二十三条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、**賠償の責任を負う額**から次に掲げる額の合計額（第四百二十七条第一項において「**最低責任限度額**」という。）を控除して得た額を限度として、**株主総会の決議によって免除することができる。**

一 当該役員等がその在職中に株式会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイから八までに掲げる役員等の区分に応じ、当該イから八までに定める数を乗じて得た額

- イ．代表取締役又は代表執行役 **六**
- ロ．代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）又は代表執行役以外の執行役 **四**
- ハ．社外取締役、会計参与、監査役又は会計監査人 **二**

（以下略） **（つまり報酬の 年分は免れないということ）**

**（責任限定契約）**

**第四百二十七条** 第四百二十四条の規定にかかわらず、株式会社は、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人（以下この条において「社外取締役等」という。）の第四百二十三条第一項の責任について、当該社外取締役等が**職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは**、定款で定めた額の範囲内であらかじめ**株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。**

2 前項の契約を締結した社外取締役等が当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

（以下略）

**（取締役が自己のためにした取引に関する特則）**

**第四百二十八条** 第三百五十六条第一項第二号（第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）の取引（自己のためにした取引に限る。）をした取締役又は執行役の第四百二十三条第一項の責任は、**任務を怠ったことが当該取締役又は執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。**

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

**（役員等の第三者に対する損害賠償責任）**

**第四百二十九条** 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 取締役及び執行役次に掲げる行為

イ．株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ．計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ．虚偽の登記

ニ．虚偽の公告（第四百四十条第三項に規定する措置を含む。）

二 会計参与計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 監査役及び監査委員監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 会計監査人会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

**（役員等の連帯責任）**

**第四百三十条** 役員等が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

**第四百二十七条** 第四百二十四条（**株式会社に対する損害賠償責任の免除**）の規定にかかわらず、株式会社は、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人（以下この条において「社外取締役等」という。）の第四百二十三条第一項（**損害賠償責任**）の責任について、当該社外取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、**定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。（定款記載要件）**

（以下略）

**（役員等の第三者に対する損害賠償責任）**

**第四百二十九条** 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

（以下略）

**（役員等の連帯責任）**

**第四百三十条** 役員等が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

## 第五章 計算等

### （会計の原則）

**第四百三十一条** 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる**企業会計の慣行**に従うものとする。**（企業会計原則適用の根拠）**

### （会計帳簿の作成及び保存）

**第四百三十二条** 株式会社は、**法務省令で定めるところにより、適時に**、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から**十年間**、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

### （会計帳簿の閲覧等の請求）

**第四百三十三条** 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の**百分の三**（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の**百分の三**（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の請求があったときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。**（拒否理由）**

- 一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する**調査以外の目的**で請求を行ったとき。
- 二 請求者が当該株式会社の**業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的**で請求を行ったとき。
- 三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に**競争関係にある事業を営み**、又はこれに従事するものであるとき。
- 四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を**利益を得て第三者に通報**するため請求したとき。
- 五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て**第三者に通報したことがあるもの**であるとき。

3 株式会社の**親会社社員**は、その権利を行使するため必要があるときは、**裁判所の許可を得て**、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

4 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

### （計算書類等の作成及び保存）

**第四百三十五条** 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その**成立の日における貸借対照表（開始の貸借対照表）**を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、**電磁的記録をもって作成することができる**。

4 株式会社は、計算書類を作成した時から**十年間**、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

### （計算書類等の株主への提供）

**第四百三十七条** 取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前条第三項（**取締役会の承認**）の承認を受けた**計算書類及び事業報告**（同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。**（取締役会がない場合は全株主に送付すること不要）**

### （計算書類等の定時株主総会への提出等）

**第四百三十八条** 次の各号に掲げる株式会社においては、**取締役は**、当該各号に定める計算書類及び事業報告を**定時株主総会**に提出し、又は提供しなければならない。**（すべての株式会社で総会への提出が必要）**

- 一 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社（取締役会設置会社を除く。）第四百三十六条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告
- 二 会計監査人設置会社（取締役会設置会社を除く。）第四百三十六条第二項の監査を受けた計算書類及び事業報告
- 三 取締役会設置会社第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告
- 四 前三号に掲げるもの以外の株式会社第四百三十五条第二項の計算書類及び事業報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。

3 取締役は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

### （計算書類の公告）

**第四百四十条** 株式会社は、法務省令で定めるところにより、**定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表**（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号(官報・新聞への掲載)に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置(HPでの公開)をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。(HPでの公告で十分)
- 4 証券取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前三項の規定は、適用しない。(HPでの公告だけではダメ)

#### (臨時計算書類)

**第四百四十一条** 株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日(以下この項において「臨時決算日」という。)における当該株式会社の財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、次に掲げるもの(以下「臨時計算書類」という。)を作成することができる。

- 一 臨時決算日における貸借対照表
- 二 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書
- 2 第四百三十六条第一項(監査規定)に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社においては、臨時計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役又は会計監査人(委員会設置会社にあつては、監査委員会及び会計監査人)の監査を受けなければならない。
- 3 取締役会設置会社においては、臨時計算書類(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの)は、取締役会の承認を受けなければならない。
- 4 次の各号に掲げる株式会社においては、当該各号に定める臨時計算書類は、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、臨時計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。(定款記載要件)
  - 一 第四百三十六条第一項(監査規定)に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社(いずれも取締役会設置会社を除く。)第二項の監査を受けた臨時計算書類
  - 二 取締役会設置会社前項の承認を受けた臨時計算書類
  - 三 前二号に掲げるもの以外の株式会社第一項の臨時計算書類

#### (計算書類等の備置き及び閲覧等)

**第四百四十二条** 株式会社は、次の各号に掲げるもの(以下この条において「計算書類等」という。)を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。

- 一 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。)定時株主総会の日の一週間(取締役会設置会社にあつては、二週間)前日(第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間
- 二 臨時計算書類(前条第二項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告又は会計監査報告を含む。)臨時計算書類を作成した日から五年間
- 2 株式会社は、次の各号に掲げる計算書類等の写しを、当該各号に定める期間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。
  - 一 前項第一号に掲げる計算書類等定時株主総会の日の一週間(取締役会設置会社にあつては、二週間)前日(第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から三年間
  - 二 前項第二号に掲げる計算書類等同号の臨時計算書類を作成した日から三年間
- 3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。(債権者も請求できる)
  - 一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - 三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の計算書類等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

#### (資本金の額及び準備金の額)

**第四百四十五条** 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

- 2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
- 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。
- 4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金(以下「準備金」と総称する。)として計上しなければならない。
- 5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、

法務省令で定める。

#### (剰余金の額)

**第四百四十六条** 株式会社の剰余金の額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

- 一 最終事業年度の末日におけるイ及びロに掲げる額の合計額から八からホまでに掲げる額の合計額を減じて得た額
  - イ 資産の額 ( + )
  - ロ 自己株式の帳簿価額の合計額 ( + )
  - ハ 負債の額 ( - )
- 二 資本金及び準備金の額の合計額 ( - )
- ホ 八及び二に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額 ( - )
- 二 最終事業年度の末日後に自己株式の処分をした場合における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を控除して得た額 ( + )
- 三 最終事業年度の末日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額(次条第一項第二号の額を除く。) ( + )
- 四 最終事業年度の末日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額(第四百四十八条第一項第二号の額を除く。) ( + )
- 五 最終事業年度の末日後に第七十八条第一項の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額 ( - )
- 六 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における次に掲げる額の合計額 ( - )
  - イ 第四百五十四条第一項第一号の配当財産の帳簿価額の総額(同条第四項第一号に規定する金銭分配請求権を行使した株主に割り当てた当該配当財産の帳簿価額を除く。)
  - ロ 第四百五十四条第四項第一号に規定する金銭分配請求権を行使した株主に交付した金銭の額の合計額
  - ハ 第四百五十六条に規定する基準未済株式の株主に支払った金銭の額の合計額
- 七 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額 ( - )

#### (資本金の額の減少)

**第四百四十七条** 株式会社は、**資本金の額を減少することができる**。この場合においては、**株主総会の決議**によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する資本金の額
- 二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額
- 三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項第一号の額は、同項第三号の日における資本金の額を超えてはならない。**(資本額は1円を下回れない)**
- 3 株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とする。

#### (準備金の額の減少)

**第四百四十八条** 株式会社は、**準備金の額を減少することができる**。この場合においては、**株主総会の決議**によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する準備金の額
- 二 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額
- 三 準備金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項第一号の額は、同項第三号の日における準備金の額を超えてはならない。**(準備金をにしてはならない)**
- 3 株式会社が株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とする。

#### (債権者の異議)

**第四百四十九条** 株式会社が資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)の額を減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)には、当該株式会社の**債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べる**ことができる。ただし、**準備金の額のみを減少する場合**であつて、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

- 一 定時株主総会において前条第一項各号に掲げる事項を定めること。
- 二 前条第一項第一号の額が前号の定時株主総会の日(第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認があつた日)における**欠損の額**として法務省令で定める方法により算定される額を**超えない**こと。**(臨時総会でも可)**
- 2 前項の規定により株式会社の**債権者が異議を述べる**ことができる場合には、当該株式会社は、次に掲げる事項を**官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告**しなければならない。ただし、第三号の期間は、**一箇月を下ることができない**。**(前項の規定の状況があれば催告しなければならない)**
  - 一 当該資本金等の額の減少の内容
  - 二 当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
  - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、株式会社が同項の規定による**公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項(新聞掲載、**

**電子公告**)の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、**することを要しない**。

- 4 債権者が第二項第三号の期間内に**異議を述べなかったときは**、当該債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第三号の期間内に**異議を述べたときは**、株式会社は、当該債権者に対し、**弁済し**、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を**信託しなければならない**。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該債権者を**害するおそれがないときは**、この限りでない。
- 6 次の各号に掲げるものは、当該各号に定める日にその効力を生ずる。ただし、第二項から前項までの規定による手続が終了していないときは、この限りでない。
  - 一 資本金の額の減少第四百四十七条第一項第三号の日
  - 二 準備金の額の減少前条第一項第三号の日
- 7 株式会社は、前項各号に定める日前は、いつでも当該日を変更することができる。

#### (資本金の額の増加)

**第四百五十条** 株式会社は、**剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる**。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。**(利益の資本化)**

- 一 減少する剰余金の額
- 二 資本金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、**株主総会の決議**によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

#### (準備金の額の増加)

**第四百五十一条** 株式会社は、**剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる**。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。**(利益の準備金化)**

- 一 減少する剰余金の額
- 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、**株主総会の決議**によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

#### (剰余金についてのその他の処分)

**第四百五十二条** 株式会社は、株主総会の決議によって、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分(前目に定めるもの及び剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するものを除く。)をすることができる。この場合においては、当該剰余金の処分の額その他の法務省令で定める事項を定めなければならない。

#### (株主に対する剰余金の配当)

**第四百五十三条** 株式会社は、その株主(当該株式会社**(自己株式分)**を除く。)に対し、**剰余金の配当をすることができる**。

#### (剰余金の配当に関する事項の決定)

**第四百五十四条** 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、**その都度、株主総会の決議**によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 **配当財産の種類**(当該株式会社の株式等**(自己株式)**を除く。)及び帳簿価額の総額
- 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日
- 2 前項に規定する場合において、剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行しているときは、株式会社は、当該種類の株式の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。
  - 一 **ある種類の株式の株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは**、その旨及び当該株式の種類
  - 二 前号に掲げる事項のほか、配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる**取扱いの内容**
- 3 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、株主(当該株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。)の有する**株式の数**(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数)**に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものでなければならない**。
- 4 配当財産が**金銭以外の財産**であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。ただし、第一号の期間の末日は、第一項第三号の日以前の日でなければならない。
  - 一 株主に対して金銭分配請求権(当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利をいう。以下この章において同じ。)を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権を行使することができる期間
  - 二 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数
- 5 **取締役会設置会社は**、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当(**配当財産が金銭であるものに限る**。以下この項において「**中間配当**」という。)をすることができる旨を**定款で定めることができる**。この場合における中間配当についての第一項の規定の適用については、同項中「**株主総会**」とあるのは、「**取締役会**」とする。**(定款記載要件)**

#### (適用除外)

**第四百五十八条** 第四百五十三条から前条までの規定は、株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、適用しない。**（社外流出の下限制限）**

**（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）**

**第四百五十九条** 会計監査人設置会社（取締役の任期の末日が選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であって監査役会設置会社でないものを除く。）は、次に掲げる事項を取締役会（第二号に掲げる事項については第四百三十六条第三項の取締役会に限る。）が定めることができる旨を定款で定めることができる。**（定款記載要件）**

- 一 第六十条第一項（**特定株主からの取得**）の規定による決定をする場合以外の場合における第五十六条第一項各号（**自己株式**）に掲げる事項
  - 二 第四百四十九条第一項第二号（**欠損処理**）に該当する場合における第四百四十八条第一項第一号及び第三号（**準備金の減少処理**）に掲げる事項
  - 三 第四百五十二条後段（**欠損処理や任意積立金など剰余金の処分**）の事項
  - 四 第四百五十四条第一項各号（**剰余金の配当**）及び同条第四項各号（**金銭以外による配当**）に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。
- 2 前項の規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する。**（要件を満たさない場合は無効）**
- 3 第一項の規定による定款の定めがある場合における第四百四十九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「定時株主総会」とあるのは、「定時株主総会又は第四百三十六条第三項（**取締役会設置会社で取締役会の承認**）の取締役会」とする。**（定款の定めがあれば、取締役会の決定で足りる）**

**（株主の権利の制限）**

**第四百六十条** 前条第一項の規定による定款の定めがある場合には、株式会社は、同項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款で定めることができる。

- 2 前項の規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する。

**（配当等の制限）**

**第四百六十一条** 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額（**時価ではない**）の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における**分配可能額を超えてはならない。**

- 一 第三十八条第一号八又は第二号八の請求に応じて行う当該株式会社の株式の買取り **（譲渡承認拒否の場合の買取り）**
- 二 第五十六条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得（第六十三条に規定する場合又は第六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。） **（市場からの子会社株式の合意取得）**
- 三 第五十七条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得 **（取得価格が決定された合意取得）**
- 四 第七十三条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得 **（全部取得条項付株式の取得）**
- 五 第七十六条第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り **（相続人への売渡請求に基づく買取り）**
- 六 第九十七条第三項の規定による当該株式会社の株式の買取り **（競売できる株式の買取り）**
- 七 第二百三十四条第四項の規定による当該株式会社の株式の買取り **（端株式の処理による買取り）**
- 八 **剰余金の配当**

- 2 前項に規定する「**分配可能額**」とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう（以下この節において同じ。）。

- 一 剰余金の額 **（+）**
- 二 臨時計算書類につき第四百四十一条第四項（**株主総会の承認**）の承認（同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項（**取締役会の承認**）の承認）を受けた場合における次に掲げる額
  - イ 第四百四十一条第一項第二号（**臨時計算**）の期間の利益の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額 **（+）**
  - ロ 第四百四十一条第一項第二号の期間内に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額 **（+）**
- 三 自己株式の帳簿価額 **（-）**
- 四 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額 **（-）**
- 五 第二号に規定する場合における第四百四十一条第一項第二号の期間の損失の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額 **（-）**
- 六 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額 **（-）**

**（剰余金の配当等に関する責任）**

**第四百六十二条** 前条第一項の規定に違反して株式会社が同項各号に掲げる行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った**業務執行者（業務執行取締役（委員会設置会社）にあっては、執行役**。以下この項において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に**職務上関与した者**として法務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定める者は、当該株式会社に対し、**連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が**交付を受けた金銭

等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 前条第一項第二号に掲げる行為次に掲げる者（合意取得又は子会社株式の取得）

イ．第百五十六条第一項の規定による決定に係る株主総会の決議があった場合（当該決議によって定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限り。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役（当該株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

ロ．第百五十六条第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があった場合（当該決議によって定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限り。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役（当該取締役会に議案を提案した取締役（委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役）として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

（以下略）（提案者であつて賛同者ではない）

2 前項の規定にかかわらず、業務執行者及び同項各号に定める者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。（交付を受けた者の返還義務はある）

3 第一項の規定により業務執行者及び同項各号に定める者の負う義務は、免除することができない。ただし、前条第一項各号に掲げる行為の時（決議の時）における分配可能額を限度として当該義務を免除することについて株主の同意がある場合は、この限りでない。

（欠損が生じた場合の責任）

**第四百六十五条** 株式会社は、次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類につき第四百三十八条第二項の承認（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認）を受けた時における第四百六十一条第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該各号に掲げる行為に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該各号に定める額を超える場合にあつては、当該各号に定める額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

（以下略）

2 前項の義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

## 第六章 定款の変更

**第四百六十六条** 株式会社は、その成立後、株主総会の決議によって、定款を変更することができる。

## 第七章 事業の譲渡等

（事業譲渡等の承認等）

**第四百六十七条** 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一 事業の全部の譲渡

二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないものを除く。）（自己資本の20%以下は対象外）

三 他の会社（外国会社その他の法人を含む。次条において同じ。）の事業の全部の譲受け

四 事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約

五 当該株式会社（第二十五条第一項各号に掲げる方法により設立した（特例有限会社を除く）ものに限る。以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得。ただし、イに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合を除く。（簿価が自己資本の20%以下の場合承認はいらぬ）

イ．当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

ロ．当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

2 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該行為をする株式会社が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

（事業譲渡等の承認を要しない場合）

**第四百六十八条** 前条の規定は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる行為（以下この章において「事業譲渡等」という。）に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である場合には、適用しない。（親会社との譲渡、賃貸、委任の場合は承認はいらぬ）

2 前条の規定は、同条第一項第三号に掲げる行為をする場合において、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないときは、適用しない

い。 **(譲渡又は譲受の財産の簿価が自己資本の20%以内なら承認はいらない)**

- 一 当該他の会社の事業の全部の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額
  - 二 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額
- 3 前項に規定する場合において、**法務省令で定める数の株式**(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に前条第一項第三号に掲げる行為に**反対する旨**を当該行為をする株式会社に対し通知したときは、当該株式会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。**(20%以下でも一定条件の反対者がいれば株主総会の決議が必要)**

**(反対株主の株式買取請求)**

**第四百六十九条 事業譲渡等をする場合には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。**ただし、第四百六十七条第一項第一号**(事業の全部譲渡)**に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一条第三号**(会社の解散)**の株主総会の決議がされたときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する「**反対株主**」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。
  - 一 事業譲渡等をするために株主総会(種類株主総会を含む。)の決議を要する場合次に掲げる株主
    - イ 当該株主総会に**先立って**当該事業譲渡等に反対する旨を当該株式会社に対し**通知し**、かつ、当該株主総会において当該事業譲渡等に**反対した株主**(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)
    - ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主
  - 二 前号に規定する場合以外の場合**(株主総会の決議を要しない場合)**すべての株主
- 3 事業譲渡等をしようとする株式会社は、**効力発生日の二十日前までに**、その株主に対し、事業譲渡等をする旨(第四百六十七条第二項に規定する場合にあっては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項)を**通知**しなければならない。
- 4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、**公告**をもってこれに代えることができる。
  - 一 事業譲渡等をする株式会社が**公開会社**である場合
  - 二 事業譲渡等をする株式会社が第四百六十七条第一項の**株主総会の決議によって事業譲渡等に係る契約の承認を受けた場合**
- 5 第一項の規定による**請求**(以下この章において「**株式買取請求**」という。)は、**効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に**、その株式買取請求に係る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)を明らかにしてしなければならない。
- 6 株式買取請求をした株主は、事業譲渡等をする**株式会社の承諾を得た場合に限り**、その株式買取請求を**撤回**することができる。**(一端請求すれば会社が承諾しない限り撤回できない) 株価に影響するから?**
- 7 事業譲渡等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

**(株式の価格の決定等)**

**第四百七十条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と事業譲渡等をする株式会社との間に協議が調つたときは、当該株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。**

- 2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は前項の株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。
- 3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その**期間の満了後は**、株主は、いつでも、株式買取請求を**撤回**することができる。
- 4 第一項の株式会社は、裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日後の**年六分の利率**により算定した利息をも支払わなければならない。

(以下略)

## 第八章 解 散

**(解散の事由)**

**第四百七十一条 株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。**

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 株主総会の決議
- 四 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)
- 五 破産手続開始の決定
- 六 第八百二十四条第一項**(不法目的、理由なし休業等による解散命令)**又は第八百三十三条第一項**(株主の解散の訴え)**の規定による解散を命ずる裁判

**(休眠会社のみなし解散)**

**第四百七十二条 休眠会社**(株式会社であつて、当該株式会社に関する**登記が最後にあつた日から十二年を経過したもの**をいう。以下この条において同じ。)は、法務大臣が休眠会社に対し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を**廃止していない旨の届出**をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠会社に関する登記がされたときは、この限りでない。

- 2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠会社に対し、その旨の通知を発しなければならない。

## （株式会社の継続）

**第四百七十三条** 株式会社は、第四百七十一条第一号から第三号までに掲げる事由によって解散した場合（前条第一項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、次章の規定による清算が終了するまで（同項の規定により解散したものとみなされた場合にあっては、解散したものとみなされた後三年以内に限る。）**株主総会の決議によって、株式会社を継続することができる。**

**第九章 清算****第三編 持分会社****第一章 設立**

## （定款の作成）

**第五百七十五条** **合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）**を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

## （定款の記載又は記録事項）

**第五百七十六条** 持分会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
  - 二 商号
  - 三 本店の所在地
  - 四 社員の氏名又は名称及び住所
  - 五 社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別
  - 六 社員の出資の目的（有限責任社員にあっては、金銭等に限る。）及びその価額又は評価の標準
- 2 設立しようとする持分会社が合名会社である場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 設立しようとする持分会社が合資会社である場合には、第一項第五号に掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。
- 4 設立しようとする持分会社が合同会社である場合には、第一項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。

## （持分会社の成立）

**第五百七十九条** 持分会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

**第二章 社員**

## （社員の責任）

**第五百八十条** 社員は、次に掲げる場合には、**連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。**

- 一 当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合
  - 二 当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（社員が、当該持分会社に弁済をする資力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合を除く。）
- 2 有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

## （持分の全部の譲渡をした社員の責任）

**第五百八十六条** 持分の全部を他人に譲渡した社員は、その旨の登記をする前に生じた**持分会社の債務**について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する**責任を負う。**

2 前項の責任は、同項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、**当該登記後二年を経過した時に消滅する。**

**第五百八十七条** 持分会社は、その持分の全部又は一部を譲り受けることができない。**（自己出資（株式）の原則禁止）**

2 持分会社が当該持分会社の持分を取得した場合には、**当該持分は、当該持分会社がこれを取得した時に、消滅する。**

**第三章 管理**

## （業務の執行）

**第五百九十条** 社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の**業務を執行する。****（定款記載要件）**

- 2 社員が二人以上ある場合には、持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定する。**（定款記載要件）**
- 3 前項の規定にかかわらず、持分会社の常務は、各社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りでない。

## （業務を執行する社員を定款で定めた場合）

**第五百九十一条** 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、業務を執行する社員が二人以上あるときは、持分会

社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の過半数をもって決定する。この場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「社員」とあるのは、「業務を執行する社員」とする。**（定款記載要件）**

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、支配人の選任及び解任は、社員の過半数をもって決定する。ただし、定款で別段の定めをすることを妨げない。**（定款記載要件）**
- 3 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、その業務を執行する社員の全員が退社したときは、当該定款の定めは、その効力を失う。
- 4 業務を執行する社員を定款で定めた場合には、その業務を執行する社員は、正当な理由がなければ、辞任することができない。
- 5 前項の業務を執行する社員は、正当な理由がある場合に限り、他の社員の一致によって解任することができる。
- 6 前二項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。**（定款記載要件）**

**（法人が業務を執行する社員である場合の特則）**

**第五百九十八条 法人が業務を執行する社員である場合には、当該法人は、当該業務を執行する社員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の社員に通知しなければならない。**

- 2 第五百九十三条から前条までの規定は、前項の規定により選任された社員の職務を行うべき者について準用する。

**（持分会社の代表）**

**第五百九十九条 業務を執行する社員は、持分会社を代表する。ただし、他に持分会社を代表する社員その他持分会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。**

- 2 前項本文の業務を執行する社員が二人以上ある場合には、業務を執行する社員は、各自、持分会社を代表する。
- 3 持分会社は、定款又は定款の定めに基づく社員の互選によって、業務を執行する社員の中から持分会社を代表する社員を定めることができる。**（定款記載要件）**
- 4 持分会社を代表する社員は、持分会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

**（資本金の額の減少）**

**第六百二十条 持分会社は、損失のてん補のために、その資本金の額を減少することができる。**

- 2 前項の規定により減少する資本金の額は、損失の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えることができない。

**（利益の配当）**

**第六百二十一条 社員は、持分会社に対し、利益の配当を請求することができる。**

- 2 持分会社は、利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項を定款で定めることができる。**（定款記載要件）**
- 3 社員の持分の差押えは、利益の配当を請求する権利に対しても、その効力を有する。

**（社員の損益分配の割合）**

**第六百二十二条 損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。**

**（定款記載要件） （定款で損益の分配割合や額を自由に設定できる）**

- 2 利益又は損失の一方についてのみ分配の割合についての定めを定款で定めたときは、その割合は、利益及び損失の分配に共通であるものと推定する。

**（有限責任社員の利益の配当に関する責任）**

**第六百二十三条 持分会社が利益の配当により有限責任社員に対して交付した金銭等の帳簿価額（以下この項において「配当額」という。）が当該利益の配当をする日における利益額（持分会社の利益の額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この章において同じ。）を超える場合には、当該利益の配当を受けた有限責任社員は、当該持分会社に対し、連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う。**（過剰配当の返還義務）****

- 2 前項に規定する場合における同項の利益の配当を受けた有限責任社員についての第五百八十条第二項の規定の適用については、同項中「を限度として」とあるのは、「及び第六百二十三条第一項の配当額が同項の利益額を超過する額（同項の義務を履行した額を除く。）の合計額を限度として」とする。

**（出資の払戻し）**

**第六百二十四条 社員は、持分会社に対し、既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻し（以下この編において「出資の払戻し」という。）を請求することができる。この場合において、当該金銭等が金銭以外の財産であるときは、当該財産の価額に相当する金銭の払戻しを請求することを妨げない。**（現物出資でも金銭での払戻請求ができる）****

- 2 持分会社は、出資の払戻しを請求する方法その他の出資の払戻しに関する事項を定款で定めることができる。**（定款記載要件）**

- 3 社員の持分の差押えは、出資の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

**（欠損が生じた場合の責任）**

**第六百三十一条 合同会社が利益の配当をした場合において、当該利益の配当をした日の属する事業年度の末日に欠損額（合同会社の欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この項において同じ。）が生じたときは、当該利益の配当に関する業務を執行した社員は、当該合同会社に対し、当該利益の配当を受けた社員と連帯して、その欠損額（当該欠損額が配当額を超えるときは、当該配当額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務を執行した社員がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。**（過剰配当による欠損金がある場合は、配当額を計算、執行した社員と、配当を受けた者の連帯返還義務）****

- 2 前項の義務は、**総社員の同意がなければ、免除することができない。（総社員の同意で免除できる）**

**（出資の払戻しの制限）**

**第六百三十二条** 第六百二十四条第一項の規定にかかわらず、**合同会社の社員**は、定款を変更してその出資の価額を減少する場合を除き、同項前段の規定による請求をすることができない。**（合同会社の出資払戻原則禁止）**

2 合同会社が出資の払戻しにより社員に対して**交付する金銭等の帳簿価額**（以下この款において「出資払戻額」という。）が、第六百二十四条第一項前段の規定による請求をした日における**剰余金額**（第六百二十六条第一項の資本金の額の減少をした場合にあっては、その減少をした後の剰余金額。以下この款において同じ。）又は前項の**出資の価額を減少した額のいずれか少ない額を超える場合には、当該出資の払戻しをすることができない。**この場合においては、合同会社は、第六百二十四条第一項前段の規定による**請求を拒むことができる。**

**（出資の払戻しに関する社員の責任）**

**第六百三十三条** 合同会社が前条の規定に違反して出資の払戻しをした場合には、当該**出資の払戻しに関する業務を執行した社員**は、当該合同会社に対し、当該出資の**払戻しを受けた社員**と連帯して、当該出資払戻額に相当する金銭を支払う義務を負う。ただし、当該業務を執行した社員がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、免除することができない。ただし、出資の払戻しをした日における**剰余金額を限度として当該義務を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。**

## 第六章 定款の変更

**（定款の変更）**

**第六百三十七条** 持分会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。

**（定款の変更による持分会社の種類の変更）**

**第六百三十八条** **合名会社**は、次の各号に掲げる定款の変更をすることにより、当該各号に定める種類の持分会社となる。

- 一 有限責任社員を加入させる定款の変更合資会社 **（合名会社 合資会社）**
- 二 その社員の一部を有限責任社員とする定款の変更合資会社 **（合名会社 合資会社）**
- 三 その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更合同会社 **（合名会社 合同会社）**
- 2 **合資会社**は、次の各号に掲げる定款の変更をすることにより、当該各号に定める種類の持分会社となる。
  - 一 その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更合名会社 **（合資会社 合名会社）**
  - 二 その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更合同会社 **（合資会社 合同会社）**
- 3 **合同会社**は、次の各号に掲げる定款の変更をすることにより、当該各号に定める種類の持分会社となる。
  - 一 その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更合名会社 **（合同会社 合名会社）**
  - 二 無限責任社員を加入させる定款の変更合資会社 **（合同会社 合資会社）**
  - 三 その社員の一部を無限責任社員とする定款の変更合資会社 **（合同会社 合資会社）**

## 第七章 解散

## 第八章 清算

# 第四編 社 債

## 第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転

### 第一章 組織変更

**（組織変更計画の作成）**

**第七百四十三条** 会社は、組織変更をすることができる。この場合においては、組織変更計画を作成しなければならない。

**（株式会社の組織変更計画）**

**第七百四十四条** **株式会社が組織変更**をする場合には、当該株式会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の持分会社（以下この編において「**組織変更後持分会社**」という。）が**合名会社、合資会社又は合同会社**のいずれであるかの別
- 二 組織変更後持分会社の**目的、商号及び本店の所在地**
- 三 組織変更後持分会社の**社員**についての次に掲げる事項
  - イ．当該社員の**氏名又は名称及び住所**
  - ロ．当該社員が**無限責任社員又は有限責任社員**のいずれであるかの別
  - ハ．当該社員の**出資の価額**
- 四 前二号に掲げるもののほか、組織変更後持分会社の定款で定める事項（以下略）

**（持分会社の組織変更計画）**

**第七百四十六条** **持分会社が組織変更**をする場合には、当該持分会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社（以下この条において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社の取締役の氏名  
（以下略）（従来できなかった合資、合名から株式会社への組織変更が可能になった）

## 第二章 合併

### （合併契約の締結）

第七百四十八条 会社は、他の会社と合併をすることができる。この場合においては、合併をする会社は、合併契約を締結しなければならない。

### （株式会社が存続する吸収合併契約）

第七百四十九条 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（以下この編において「吸収合併存続会社」という。）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

（以下略）

### （持分会社が存続する吸収合併契約）

第七百五十一条 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併存続会社が持分会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

（以下略）

### （株式会社を設立する新設合併契約）

第七百五十三条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（以下この編において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

（以下略）

### （持分会社を設立する新設合併契約）

第七百五十五条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併設立会社が持分会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

（以下略）

## 第三章 会社分割

### （吸収分割契約の締結）

第七百五十七条 会社（株式会社又は合同会社に限る。）は、吸収分割をすることができる。この場合においては、当該会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下この編において「吸収分割承継会社」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

### （新設分割計画の作成）

第七百六十二条 一又は二以上の株式会社又は合同会社は、新設分割をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。（一社でも可能）

- 2 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の株式会社又は合同会社は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

## 第四章 株式交換及び株式移転（持株会社が容易に設立できる）

### （株式交換契約の締結）

第七百六十七条 株式会社は、株式交換をすることができる。この場合においては、当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社（株式会社又は合同会社に限る。以下この編において「株式交換完全親会社」という。）との間で、株式交換契約を締結しなければならない。

### （株式会社に発行済株式を取得させる株式交換契約）

第七百六十八条 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

（以下略）

### （合同会社に発行済株式を取得させる株式交換契約）

第七百七十条 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が合同会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。（合同会社から株式会社はありえない）

（以下略）

### （株式移転計画の作成）

第七百七十二条 一又は二以上の株式会社は、株式移転をすることができる。この場合においては、株式移転計画を作成しなければならない。（移転した後の元の会社はどうなるのか？）（持分会社はありえない）

- 2 二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合には、当該二以上の株式会社は、共同して株式移転計画を作成しなければならない。

### （株式移転計画）

第七百七十三条 一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式移転により設立する株式会社（以下この編において「株式移転設立完全親会社」という。）の目的、商号、

本店の所在地及び発行可能株式総数  
(以下略)

**(債権者の異議)**

**第七百九十九条** 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、存続株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

- 一 吸収合併をする場合**吸収合併存続株式会社の債権者**
  - 二 吸収分割をする場合**吸収分割承継株式会社の債権者**
  - 三 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合又は第七百六十八条第一項第四号八に規定する場合**株式交換完全親株式会社の債権者**
- 2 前項の規定により存続株式会社等の債権者が異議を述べる場合には、存続株式会社等は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 吸収合併等をする旨
  - 二 消滅会社等の商号及び住所
  - 三 存続株式会社等及び消滅会社等(株式会社に限る。)の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
  - 四 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、存続株式会社等が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第四号の期間内に**異議を述べなかつたときは**、当該債権者は、当該吸収合併等について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、存続株式会社等は、当該債権者に対し、**弁済し**、若しくは**相当の担保を提供し**、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併等をして**も当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。**

**(消滅会社等の株主等に対して交付する金銭等が存続株式会社等の親会社株式である場合の特則)**

**第八百条** 第三百三十五条第一項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社(以下この項において「消滅会社等の株主等」という。)に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の**親会社株式**(同条第一項に規定する親会社株式をいう。以下この条において同じ。)である場合には、当該存続株式会社等は、吸収合併等に際して消滅会社等の株主等に対して交付する当該親会社株式の総数を超えない範囲において**当該親会社株式を取得することができる。**

2 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、前項の存続株式会社等は、効力発生日までの間は、存続株式会社等の親会社株式を保有することができる。ただし、吸収合併等を中止したときは、この限りでない。

**(消滅会社等の株主等に対して交付する金銭等が存続株式会社等の親会社株式である場合の特則)**

**第八百条** 第三百三十五条第一項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社(以下この項において「消滅会社等の株主等」という。)に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の**親会社株式**(同条第一項に規定する親会社株式をいう。以下この条において同じ。)である場合には、当該存続株式会社等は、吸収合併等に際して消滅会社等の株主等に対して交付する当該親会社株式の総数を超えない範囲において**当該親会社株式を取得することができる。**

2 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、前項の存続株式会社等は、効力発生日までの間は、存続株式会社等の親会社株式を保有することができる。ただし、吸収合併等を中止したときは、この限りでない。

## 第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続(略)

## 第六編 外国会社

**(外国会社の日本における代表者)**

**第八百七十七条** 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、**日本における代表者を定めなければならない。**この場合において、その日本における代表者のうち一人以上は、**日本に住所を有する者でなければならない。**

2 外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4 外国会社は、その日本における代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

**(登記前の継続取引の禁止等)**

**第八百七十八条** 外国会社は、外国会社の**登記をするまでは**、日本において取引を継続してすることができない。

2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

**(貸借対照表に相当するものの公告)**

**第八百七十九条** 外国会社の登記をした外国会社(日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるものに

限る。)は、法務省令で定めるところにより、第四百三十八条第二項の承認と同種の手続又はこれに類似する手続の終結後遅滞なく、貸借対照表に相当するものを日本において公告しなければならない。

(以下略)

#### (擬似外国会社)

**第八百二十一条** 日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続してすることができない。

- 2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

## 第七編 雑 則

### 第一章 会社の解散命令等

#### (会社の解散命令)

**第八百二十四条** 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

- 一 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
- 二 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

(以下略)

### 第二章 訴訟

#### (会社の組織に関する行為の無効の訴え)

**第八百二十八条** 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

- 一 会社の設立会社の成立の日から二年以内
- 二 株式会社の成立後における株式の発行株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内(公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内)

(以下略)

#### 第二節 株式会社における責任追及等の訴え

##### (責任追及等の訴え)

**第八百四十七条** 六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)は、株式会社に対し、〔中略〕訴え〔中略〕提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

- 2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。
- 3 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

##### (訴訟参加)

**第八百四十九条** 株主又は株式会社は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

##### (費用等の請求)

**第八百五十二条** 責任追及等の訴えを提起した株主が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用(訴訟費用を除く。)を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

- 2 責任追及等の訴えを提起した株主が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該株主は、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。
- 3 前二項の規定は、第八百四十九条第一項の規定により同項の訴訟に参加した株主について準用する。

### 第四章 登記

#### (株式会社の設立の登記)

**第九百十一条** 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

- 一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日(設立しようとする株式会社が委員会設置会社である場合にあつては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日)
  - 二 発起人が定めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、第五十七条第一項の募集をする場合には、前項の登記は、次に掲げる日のいずれか遅

い日から二週間以内にしなければならない。

- 一 創立総会の終結の日
  - 二 第八十四条の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日
  - 三 第九十七条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日
  - 四 第百条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日
  - 五 第百一条第一項の種類創立総会の決議をしたときは、当該決議の日
- 3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 目的 **（絶対的記載事項）**
  - 二 商号 **（絶対的記載事項）**
  - 三 本店及び支店の所在場所 **（絶対的記載事項）**
  - 四 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
  - 五 資本金の額 **（絶対的記載事項）（商法第 168 条 4 項の一千万円の規定がなくなった）**
  - 六 発行可能株式総数 **（絶対的記載事項）**
  - 七 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）
  - 八 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数
  - 九 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数 **（絶対的記載事項）**
  - 十 株券発行会社であるときは、その旨
  - 十一 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
  - 十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項
    - イ 新株予約権の数
    - ロ 第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
    - ハ ロに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件
    - ニ 第二百三十六条第一項第七号並びに第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項
  - 十三 取締役の氏名 **（住所はいらぬ）（絶対的記載事項）**
  - 十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十二号に規定する場合を除く。）
  - 十五 取締役会設置会社であるときは、その旨
  - 十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第三百七十八条第一項の場所
  - 十七 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、その旨及び監査役の氏名
  - 十八 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
  - 十九 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称 **（法人でもよい）**
  - 二十 第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
  - 二十一 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項
    - イ 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨
    - ロ 特別取締役の氏名
    - ハ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
  - 二十二 委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
    - イ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
    - ロ 各委員会の委員及び執行役の氏名 **（委員会設置会社でなければ登記要件ではない）**
    - ハ 代表執行役の氏名及び住所
  - 二十三 第四百二十六条第一項の規定による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
  - 二十四 第四百二十七条第一項の規定による社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
  - 二十五 前号の定款の定めが社外取締役に關するものであるときは、取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
  - 二十六 第二十四号の定款の定めが社外監査役に關するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨
  - 二十七 第四百四十条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの **（HP への掲載）**
  - 二十八 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
  - 二十九 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
    - イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの **（HP への掲載）**
    - ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
  - 三十 第二十八号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨 **（絶対的記載事項）**

（合名会社の設立の登記）

**(合資会社の設立の登記)****(合同会社の設立の登記)**

第九百十四条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記してしなければならない。

- 一 目的 **(絶対的記載事項)**
- 二 商号 **(絶対的記載事項)**
- 三 本店及び支店の所在場所 **(絶対的記載事項)**
- 四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 五 資本金の額 **(絶対的記載事項)**
- 六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称 **(絶対的記載事項)(法人でも可)**
- 七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所
- 八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
- 九 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
- 十 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
  - イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
  - ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め十一第九号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨 **(絶対的記載事項)**

**第五章 公 告****(会社の公告方法)**

第九百三十九条 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。**(定款記載要件)**

- 一 官報に掲載する方法
  - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
  - 三 電子公告
- 2 外国会社は、公告方法として、前項各号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 3 会社又は外国会社が第一項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 第一項又は第二項の規定による定めがない会社又は外国会社の公告方法は、第一項第一号の方法とする。

**(電子公告調査)**

第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告(第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。)を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者(以下この節において「調査機関」という。)に対し、調査を行うことを求めなければならない。

**第八編 罰 則****(取締役等の特別背任罪)**

第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(取締役、会計参与、監査役又は執行役 など以下略)

**(代表社債権者等の特別背任罪)**

第九百六十一条 代表社債権者又は決議執行者(第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。)が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**(未遂罪)**

第九百六十二条 前二条の罪の未遂は、罰する。

**(会社財産を危うくする罪)**

- 第九百六十三条 第九百六十条第一項第一号又は第二号(発起人等)に掲げる者が、第三十四条第一項(出資の履行)若しくは第六十三条第一項(設立時払込)の規定による払込み若しくは給付について、又は第二十八条各号(定款記載)に掲げる事項について、裁判所又は創立総会若しくは種類創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 第九百六十条第一項第三号から第五号(取締役等)までに掲げる者が、第九百九十九条第一項第三号(募集株式の対価)又は第二百三十六条第一項第三号(新株予約権の対価)に掲げる事項について、裁判所又は株主総会若しくは種類株主総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。
- (以下略)
- 5 第九百六十条第一項第三号から第七号(取締役等)までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。
- 一 何人の名義をもってするかを問わず、株式会社の計算において不正にその株式を取得したとき。
  - 二 法令又は定款の規定に違反して、剰余金の配当をしたとき。

三 株式会社の目的の範囲外において、**投機取引のために株式会社の財産を処分したとき。**

**（虚偽文書行使等の罪）**

**第九百六十四条** 次に掲げる者が、株式、新株予約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける者の募集をするに当たり、会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であって重要な事項について**虚偽の記載のあるものを行使し**、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について**虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

**（預合いの罪）**

**第九百六十五条** 第九百六十条第一項第一号から第七号（**取締役等**）までに掲げる者が、株式の発行に係る**払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**  
預合いに応じた者も、同様とする。

**（株式の超過発行の罪）**

**第九百六十六条** 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる**株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。**

（以下略）

**（取締役等の贈収賄罪）**

**第九百六十七条** 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の**請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。**

（以下略）

**（株主等の権利の行使に関する贈収賄罪）**

**第九百六十八条** 次に掲げる事項に関し、不正の**請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。**

- 一 株主総会（中略）における**発言又は議決権の行使**
- 二 （中略）株主若しくは**債権者の権利の行使**
- 三 （中略）社債権者の権利の行使
- 四 （中略）**訴えの提起**
- 五 （中略）**株主の訴訟参加**

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

**（没収及び追徴）**

**第九百六十九条** 第九百六十七条第一項又は前条第一項の場合において、犯人の**收受した利益は、没収する。**その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を**追徴する。**

**（株主の権利の行使に関する利益供与の罪）**

**第九百七十条** 第九百六十条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用人が、株主の権利の行使に関し、当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（以下略）

**（両罰規定）**

**第九百七十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、**行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。**

**（過料に処すべき行為）**

**第九百七十六条** （中略）職務を行うべき者（中略）は、次のいずれかに該当する場合には、**百万円以下の過料に処する。**ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定による**登記をすることを怠ったとき。**
- 二 この法律の規定による**公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。**
- 三 この法律の規定による開示をすることを怠ったとき。
- 四 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、（中略）事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 五 この法律の規定による調査を妨げたとき。
- 六 （中略）株主総会（中略）に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。
- 七 （中略）**議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表等の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。**
- 八 （中略）規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を**備え置かなかつたとき。**
- 九 正当な理由がないのに、株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会において、株主又は設立時株主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

（以下略）

**第九百七十八条** 次のいずれかに該当する者は、**百万円以下の過料に処する。**

- 一 （中略）他の種類の会社であると**誤認されるおそれのある文字をその商号中に用いた者**
- 二 （中略）会社であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者
- 三 （中略）他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

**第九百七十九条** 会社の成立前に当該会社の名義を使用して事業をした者は、会社の設立の登録免許税の額に相当する過料に処する。

2 第八百十八条第一項又は第八百二十一条第一項の規定に違反して取引をした者も、前項と同様とする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この法律は、**公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内**において政令で定める日から施行する。**（18年4月1日とは決まっていない）**

### （経過措置の原則）

- 2 この法律の規定（罰則を除く。）は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

### （商号の使用に関する経過措置）

- 3 第六条第三項の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に合同会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている場合における**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第号）**第三条第二項に規定する特例有限会社、同法第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社又は同条第三項前段の規定により存続する合名会社若しくは合資会社については、この法律の施行の日から起算して六月間（これらの会社が当該期間内に商号の変更をした場合にあっては、当該商号の変更をするまでの期間）は、適用しない。

### （合併等の際して株主等に対して交付する金銭等に関する経過措置）

- 4 この法律の**施行の日から一年を経過する日までの間**において合併契約が締結される合併、吸収分割契約が締結される吸収分割若しくは新設分割計画が作成される新設分割、株式交換契約が締結される株式交換又は株式移転計画が作成される株式移転の**手続に関する（中略）の規定の適用については（中略）**除く。

**（外資などの日本企業への攻勢を避けるため三角合併の一年適用延期）**